

本庄市地域福祉計画



平成26年3月

本庄市

本庄市地域福祉計画の策定にあたって

近年、急速に進む少子高齢化や単身世帯の増加による世帯構成の変化などにより、私たちをとりまく社会環境は大きく変化しています。地域社会における連帯感や家族の結びつきは弱まり、昔ながらの向こう三軒両隣の助け合いや支え合いなど相互扶助の意識は低下する一方で、社会的に孤立した人の増加により、地域の福祉ニーズは多様化し増大しています。

また、未曾有の大災害であった「東日本大震災」の発生から早3年が経過しました。被災地での復興に向けた懸命な努力が続く中、地域社会における人と人とのつながり、そして地域の絆の重要性を改めて認識した方々は多いかと思えます。

このような状況の中、本市においては、公的サービスに加えて、地域住民や自治会、民生委員・児童委員をはじめとする関係機関・団体による地域に根ざした支えあいの活動が行われています。

今後、地域住民や関係機関・団体、そして市の連携をさらに強化し、これらの活動を充実・発展させていくため、「みんなで支えあう思いやりのあるまち 本庄」を基本理念とする「本庄市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は「1. 地域を支える担い手づくり」「2. みんなで助け合い、支えあうしくみづくり」「3. 地域の生活を支えるしくみづくり」の3つを基本目標とし、地域住民、関係機関・団体、市がそれぞれの特性を生かしつつ、適切な役割分担のもとで、地域に暮らす誰もが安心して自立した生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

また、本計画は、具体的な行動計画である本庄市社会福祉協議会の「本庄市地域福祉活動計画」と平行して策定したことにより、より実行性の高い計画となっています。

今後、基本理念の実現に向けた施策を展開するとともに、本計画に基づき子どもや高齢者、障害者計画をはじめとした関連計画を推進してまいりますので、市民の皆さまの積極的な参画とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケートや懇談会にご協力いただきました市民の皆さま、団体アンケートや団体ヒアリングにご協力いただいた関係機関・団体の皆さま、さらに貴重なご意見・ご提言をいただきました本庄市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまに、心より感謝を申し上げます。

平成26年3月

本庄市長



吉田信解

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 地域福祉とは.....	1
第2節 計画策定の背景.....	3
第3節 本市の地域福祉における課題.....	4
第4節 計画の位置づけ.....	7
第5節 計画の期間.....	10
第6節 策定体制.....	11
第7節 各種調査の実施について.....	12
第2章 本計画の目指す方向性と展望.....	15
第1節 基本理念.....	15
第2節 基本目標.....	16
第3節 施策の体系.....	17
第3章 具体的な取り組み.....	18
基本目標 1 地域福祉を支える担い手づくり.....	18
基本目標 2 みんなで助け合い、支え合うしくみづくり.....	29
基本目標 3 地域の生活を支えるしくみづくり.....	37
第4章 計画の推進に向けて.....	49
第1節 計画の推進.....	49
資料編.....	51
第1節 統計データ.....	51
第2節 住民アンケート調査から.....	58
第3節 住民懇談会から.....	67
第4節 団体アンケート結果から.....	72
第5節 団体ヒアリング結果から.....	74
第6節 用語集.....	76
第7節 本庄市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	80
第8節 本庄市地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	82
第9節 本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置規程.....	83
第10節 本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会 委員名簿.....	85
第11節 策定経過.....	86

…本計画中の「※」が付されている用語は、P 76以降の「用語集」へ掲載されています。

(白地)

第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは

1. 地域福祉の考え方について

「福祉」といえば、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などといった対象者ごとにわかれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を思いつくのではないのでしょうか？

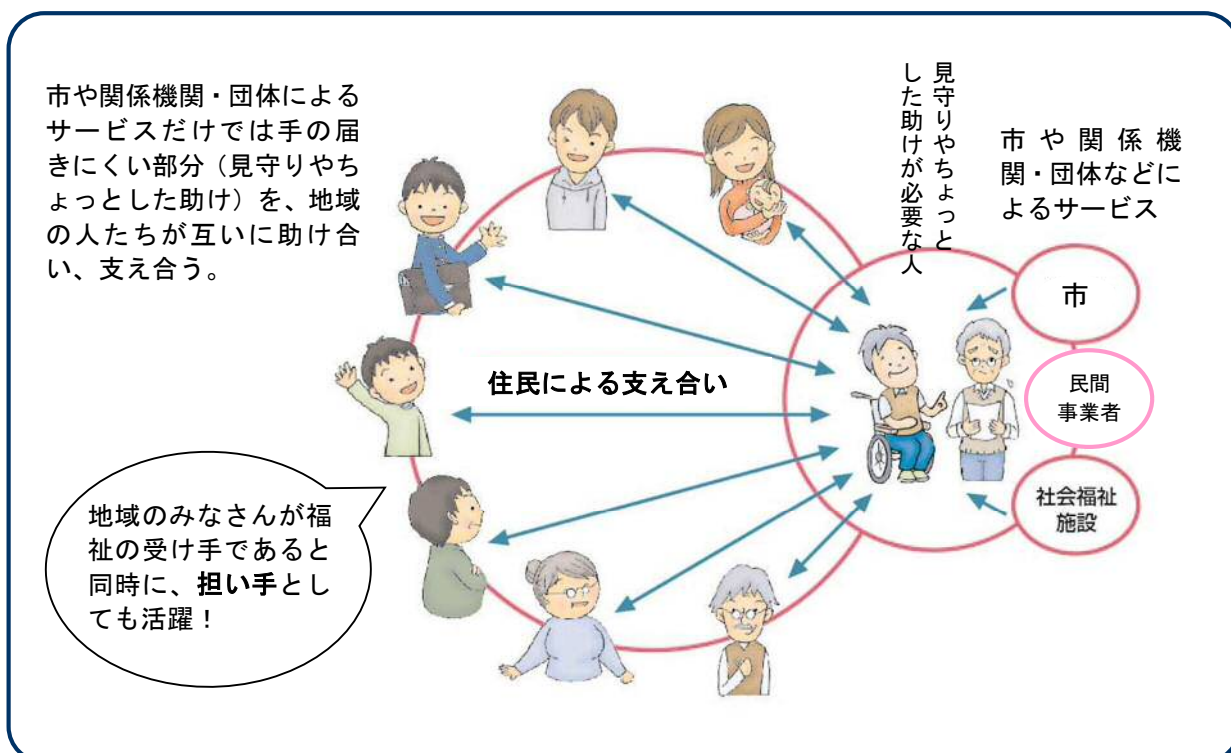
しかし、本来の「福祉」という言葉には、「幸福」と「豊かさ」という意味があります。

私たちが住んでいる地域を見渡すと、子育てに悩む親、一人暮らしの高齢者、障害のある人など、日常生活で何らかの支援を必要としている人やその家族などがおり、誰もが地域で、幸せで豊かになりたいと願っています。

そうした「幸せで豊かな地域」をみんなで築いていくためには、市や関係機関・団体によるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

このように、地域福祉とは、子どもから高齢者、障害の有無、国籍に関わらず地域に暮らす誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、ともに支え合う社会づくりを目指す考え方です。

■地域で支え合う社会のイメージ

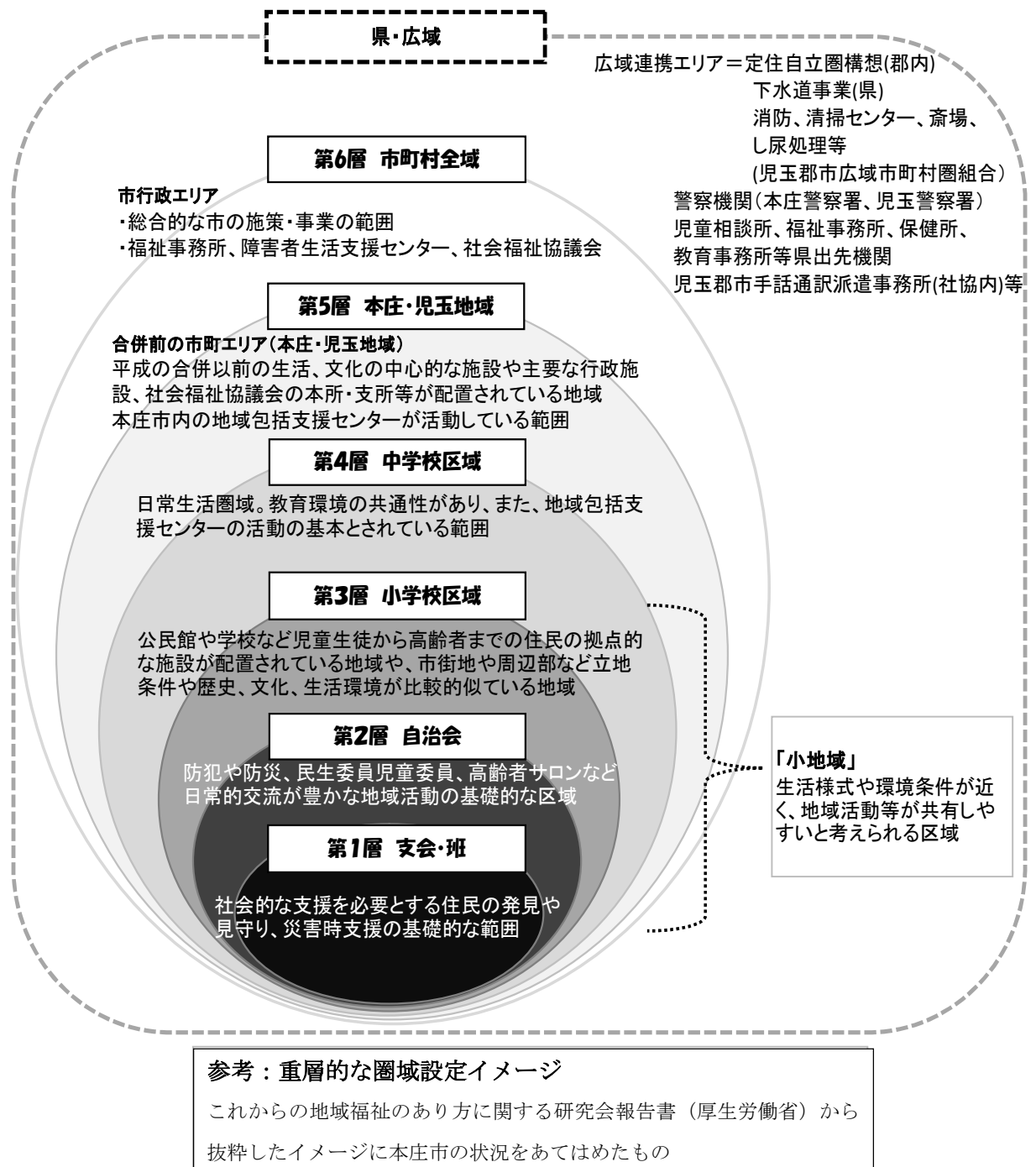


この地域福祉の考え方を踏まえ、本市では、地域住民や関係機関・団体などと力を合わせて、住み慣れた地域の中でお互いに支え合いながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 地域福祉圏域について

市による事業や市民活動、関係機関・団体等による活動など地域社会を構成するあらゆる人々の活動は、それぞれの地域の実情や市民の生活実態、関係機関・団体の活動実態に即した「圏域」の中で行われています。このような「圏域」は、下図のように重層的なイメージで表されます。

地域福祉を推進するためには、それぞれの「圏域」で活動している人々が、その「圏域」の中で横断的な連携を図ることに加えて、上層あるいは下層の「圏域」との縦断的な連携も促進していく必要があります。



第2節 計画策定の背景

我が国においては、近年、景気低迷の長期化や少子高齢化などとともに、福祉を取り巻く環境が大きく変化してきました。また、全国的に地域社会の結び付きや連帯感が弱まり、地域コミュニティによる昔ながらの助け合い・支え合う相互扶助の機能も低下する傾向にあります。こうしたなか、子どもや高齢者への虐待、家庭内暴力、引きこもり・閉じこもり^{*}など新たな社会問題も顕在化しており、従来の行政サービスだけでは、多様化・複雑化するニーズへの対応が十分に果たせない状況となっています。

このような現状に対して、国では、平成12年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正し、そのなかで「地域における社会福祉」を地域福祉として規定することで、地域における総合的な生活支援のあり方を示すとともに、「地域福祉の推進」を図るための方策として市町村地域福祉計画の策定を努力義務としました。

また、平成19年に「市町村地域福祉計画の策定について」（厚生労働省）の通知がなされ、災害時等にも対応する要援護者支援策として、要援護者の「把握に関する事項」、「情報の共有に関する事項」、「支援に関する事項」を市町村地域福祉計画に盛り込むことが示されました。

その後、厚生労働省が同年に設置した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」により、平成20年に「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」が公表されました。この中では、『『新たな支え合い』（共助）の創出』、「地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策」、「顔の見える圏域を基礎とした重層的な圏域の設定」などの必要性が報告されています。

また、平成23年の東日本大震災を契機とした助け合いの精神の高まりを受け、新たな共助社会の構築が求められています。

こうした国の流れを受け、埼玉県では、社会福祉法第108条の規定に基づき、平成16年に第1期となる「埼玉県地域福祉支援計画」を策定しています。平成24年には第3期目の計画を策定し、市町村の策定する地域福祉計画の達成に向けた支援に努めています。

本市においても、「本庄市総合振興計画」の中で地域福祉に関する施策を展開するとともに、さまざまな個別計画を通じて、地域の福祉環境の充実を図ってきました。

このような状況を踏まえ、本市では地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた指針とすることを目的に、「本庄市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第3節 本市の地域福祉における課題

1. 本市の状況

本市は、総人口が年々減少している一方で、65歳以上の高齢者の人口比率は増加し、全市民のおよそ四人に一人が65歳以上の高齢者で構成される超高齢社会を迎えています（注1）。また、一世帯あたりの人員は減少傾向にあり、特に高齢夫婦世帯および高齢者単身世帯の増加が進んでいることに加え（注2）、要介護者[※]数も年々増加しています（注3）。

保育所・幼稚園の園児数をみると、平成21年から平成25年にかけて、保育所園児数および幼稚園園児数はほぼ横ばいとなっています（注4）。

障害のある人の状況では、平成21年度から平成25年度にかけて身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばい傾向ですが、療育手帳[※]所持者数が増加しています（注5）。

また、離職や不安定就労等による生活困窮者[※]も増加しており、完全失業者数をみると、平成12年から平成22年にかけて増加傾向にあります（注6）。生活保護受給者数は、平成20年度から平成22年度にかけて急増していますが、平成23年度は微増、平成24年度はほぼ横ばいとなっています（注7）。

2. 地域活動[※]の状況

地域活動の状況では、ボランティア団体[※]数、NPO法人[※]数ともに平成21年度から平成24年度にかけて増加していますが、平成24年度と平成25年度ではほぼ横ばい状態となっています（注8）。このような中、地域団体の役員の高齢化や固定化などに伴い、団体の活動を支えるリーダー的な役割を担う人材の不足が指摘されています。一方で、専門的な知識・技術等を有した人材や、ボランティア等の地域活動に取り組む意思のある潜在的な福祉人材が地域に多くいることから、地域で活躍が期待される人材の活用を促進し、活躍の機会や場を広げていくことも提案されています。

こうした課題を踏まえ、地域福祉を進めていくために、これまで以上に市民の参加・協力を促進する体制やしきみづくりが重要となります。そのため本市では、地域福祉の普及・浸透を進め、地域福祉の担い手の確保・育成を図るとともに、人材が活躍できる環境を整え、地域活動が安定して継続できるような支援が必要とされています。

3. 地域の中での支え合いの状況

高齢化の進行や単身世帯の増加に加え、家族や隣人等との人間関係の希薄化が進むことにより、本市でも社会的に孤立している人達が増加し、引きこもり・閉じこもり[※]、育児不安、虐待、孤立死[※]、自殺等さまざまな福祉課題が発生しています。こういった問題の解消のため、市をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、NPO法人などの関係機関・団体がそれぞれの活動を展開していますが、関係機関同士の連携は十分とは言えないのが現状です。支援を必要とする人へ必要な支援を効果的に行うために、こうした組織・活動者間の連携の強化を求

める声が挙がっています。加えて、地域住民同士の協力による見守りや助け合い、地域の中での交流の充実など、地域住民自ら参加する形での支え合いの体制づくりも求められています。

また、住民の防災・防犯への意識の高まりを受け、自主防災・防犯組織の組織率は年々上昇し、さらに本市における犯罪認知件数^{*}は年を追うごとに減少傾向にあります（注9）。

一方、大きな災害はないものの、本市でも、全国的に発生している地震、大雨による水害、竜巻等の災害が起きる可能性はあるため、災害時の高齢者や障害のある人等への地域ぐるみの支援体制や、年々増加傾向にある高齢者への振り込め詐欺や悪質商法の被害（注10）を防止する体制づくりも必要です。

本市では、市、関係機関・団体、地域住民など地域全体で連携することにより、地域ぐるみで支え合う体制を再構築し、見守り活動や地域の中で悩みを抱えた人や地域住民が交流する場への支援が求められています。

4. 相談・情報提供の状況

本市では、さまざまな福祉分野の相談や情報提供を、市をはじめとした関係機関・団体で行っています。しかし、福祉サービスが必要な人が適切な福祉サービスを利用できていない事例が指摘されています。また、市内の主な福祉サービス団体や機関の認知度が低く、相談支援や情報提供の場を市民が利用することが難しくなっている現状があります。

相談支援や情報提供を充実させることは、地域の中の支え合いや地域の連携の強化にもつながります。困っている人の情報や支援を行っている団体などの情報が地域で共有されることの必要性も指摘されています。

これらの課題から、相談支援や身近な福祉に関する情報の周知により、福祉サービスを必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるように、市をはじめとする関係機関・団体の連携体制を一層強化することが求められています。

5. 権利擁護^{*}の状況

厚生労働省の研究報告では市町村高齢者のおよそ15%が認知症^{*}の症状をもっているとされており、また、療育手帳所持者数が増加傾向にあることから、日常生活の中で支援を必要とする人が相当数いることが分かります。

本市でも、認知症をはじめ知的障害・精神障害を持った人等、判断能力が不十分なために、自分ひとりでサービスの契約などの判断をすることが不安な人や金銭管理に困っている人を支援する日常生活自立支援事業を実施しています。また、福祉サービス等の契約や財産管理などが難しいような人に代わって、法律行為を行い、本人の権利を守り生活を支援する成年後見制度^{*}を推進しています。まだ利用者が少ないことから、制度やサービスの普及啓発に加え、支援を必要とする人の発掘を一層推進する必要があります。

さらに、児童や高齢者、障害のある人への虐待も、発生件数の顕著な増加はみられないものの依然として地域の福祉課題として存在しています。このため地域の見守りに加えて、市や関係機関・団体が一体となった支援体制が必要とされています。

6. 生活環境の状況

安全・安心なまちづくりを進めるためには、道路、公園、公共施設などの整備だけでなく、地域住民自らの身体的、精神的な健康づくりも大切です。

本市では、地域によっては道路状況の悪さや交通網の未整備が指摘されています。特に、障害のある人や高齢者など、日常生活を送る上で困難を抱えている人が自由に外出できるような、道路や公共施設のユニバーサルデザイン^{*}化や、市内公共交通機関による交通網の整備など、誰もが暮らしやすいまちづくりを行うことが求められています。

また、健康に関する不安を抱えている市民が多いことに加え、増大する医療費への対策や介護予防^{*}等の観点からも、健康に関する取り組みも重要です。

本市では公民館や市民総合大学^{*}等の場でのさまざまな講座やクラブ活動、健康づくり活動などを行っていますが、そういった場へ市民が気軽に参加できる体制づくりが期待されています。

こうした課題を踏まえ、誰もが安心していきいきと暮らせる、住み良いまちづくりに向け、生活の基本となる環境の整備や健康づくりの体制の構築が求められています。

(注1)。「資料編 第1節 1. 人口や世帯等の状況」参照

(注2)。「資料編 第1節 1. 人口や世帯等の状況」参照

(注3)。「資料編 第1節 3. 高齢者の状況」参照

(注4)。「資料編 第1節 2. 子どもの状況」参照

(注5)。「資料編 第1節 4. 障害のある人の状況」参照

(注6)。「資料編 第1節 7. 完全失業者数の状況」参照

(注7)。「資料編 第1節 8. 生活保護受給者数の状況」参照

(注8)。「資料編 第1節 6. 地域の状況」参照

(注9)。「本庄市総合振興計画」より

(注10)。「資料編 第1節 9. 消費生活相談件数の状況」参照



第4節 計画の位置づけ

1. 法的根拠

本計画は、平成12年に施行された社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

また、同法第109条により、市町村社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。そのため、本計画の実現に向けては、本庄市社会福祉協議会が策定する地域福祉の行動計画となる「本庄市地域福祉活動計画」との整合を図ります。

社会福祉法（抄）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第109条（市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市および町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

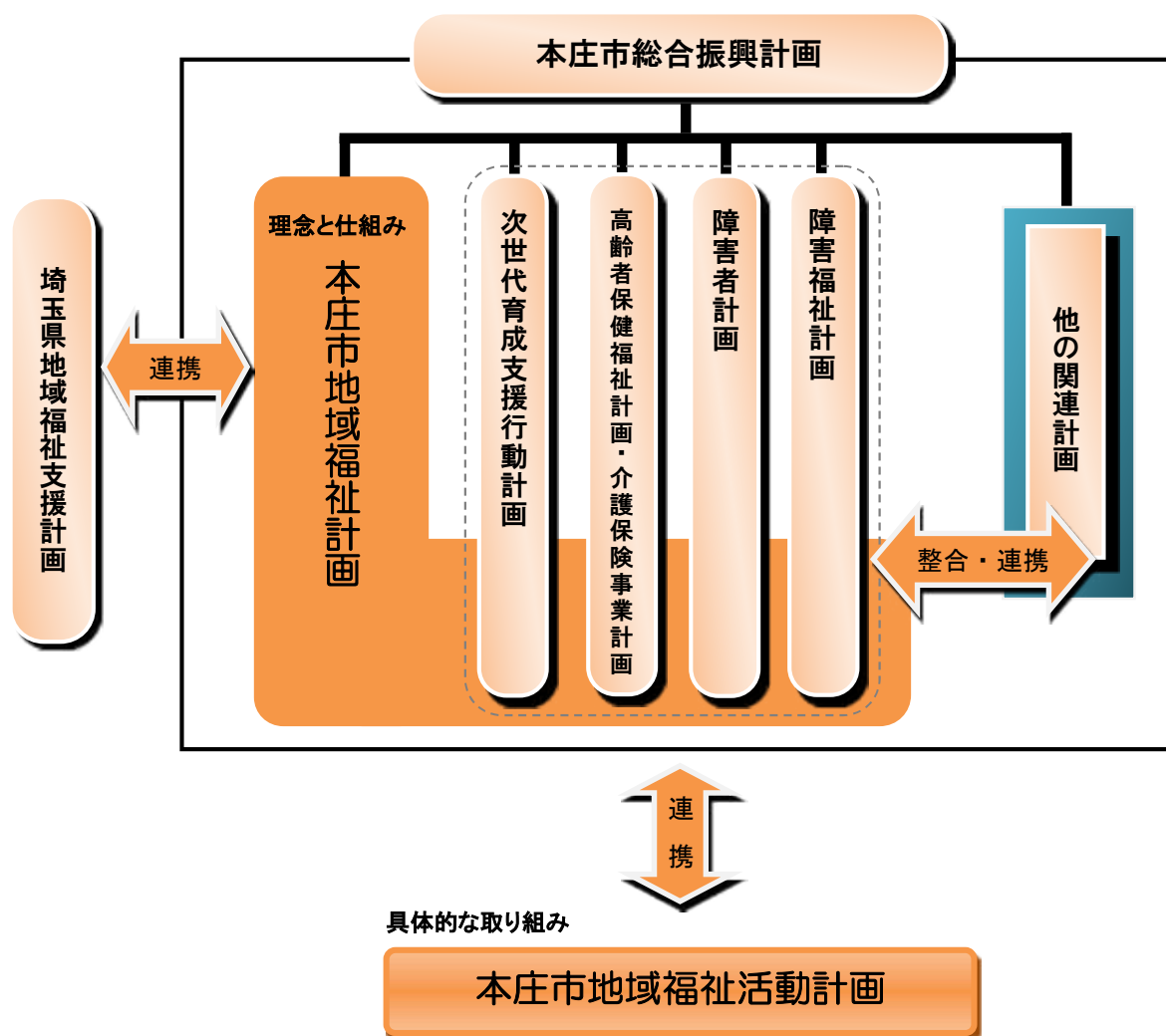
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
 - 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
 - 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (以下2項から6項省略)

2. 関連計画

本計画は、社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として広域的な見地から市町村の地域福祉を支援する計画として策定された「埼玉県地域福祉支援計画」との連携を図るものです。

また、市のまちづくりの最上位計画となる「本庄市総合振興計画」をはじめとした子ども、高齢者、障害者などの福祉分野の計画およびその他の関連分野の計画との整合・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、市民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

■関連計画との関係性

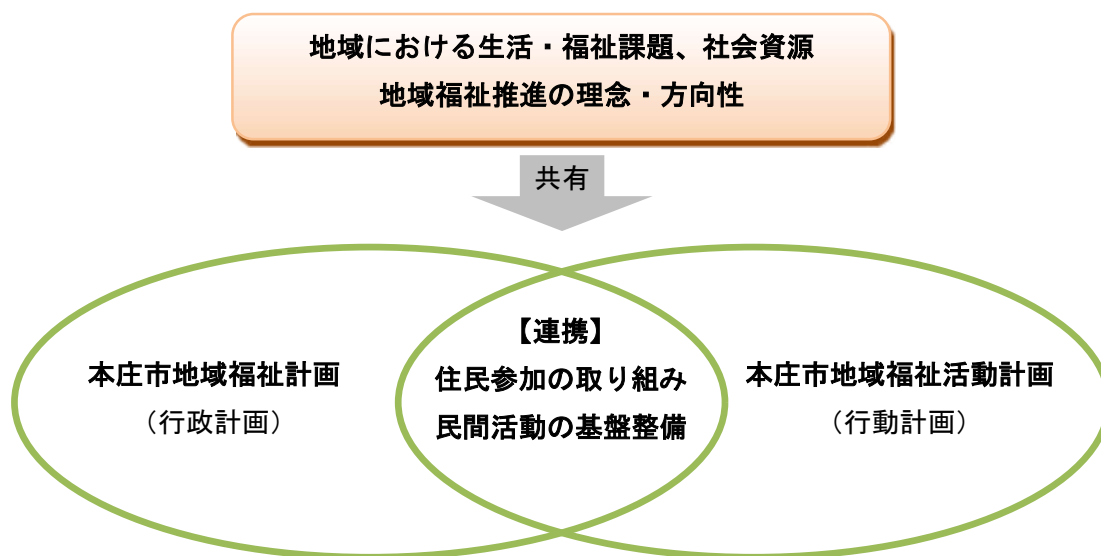


3. 本庄市地域福祉活動計画との関係

「本庄市地域福祉活動計画」は、本庄市社会福祉協議会が、市民をはじめとして関係機関・団体といったさまざまな地域主体と協働しながら、誰もが住みやすい地域社会の実現を目指していくための具体的な取り組みを示す行動計画となります。

本計画の推進にあたっては、本計画で示す地域福祉の「理念」と「しくみ」を「本庄市地域福祉活動計画」と共有し、一体的に地域福祉を進めます。

■本庄市地域福祉計画と本庄市地域福祉活動計画との関係



第5節 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。
 なお、社会情勢や制度改正等に応じ、必要な見直しを行うものとします。

■計画期間

計画名 \ 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
本庄市総合振興計画	前期基本計画			後期基本計画					次期計画			
本庄市地域福祉計画					平成26～平成30年度					次期計画		
本庄市地域福祉活動計画（注）					平成26～平成30年度					次期計画		
本庄市次世代育成支援行動計画	平成22～平成26年度				次期計画（名称変更予定）							
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			平成24～平成26年度		次期計画							
本庄市障害者計画			平成24～平成28年度				次期計画					
本庄市障害福祉計画			平成24～平成26年度		次期計画							
埼玉県地域福祉支援計画			平成24～平成26年度		次期計画							

（注） 本庄市地域福祉活動計画は、本庄市社会福祉協議会が策定する計画です。

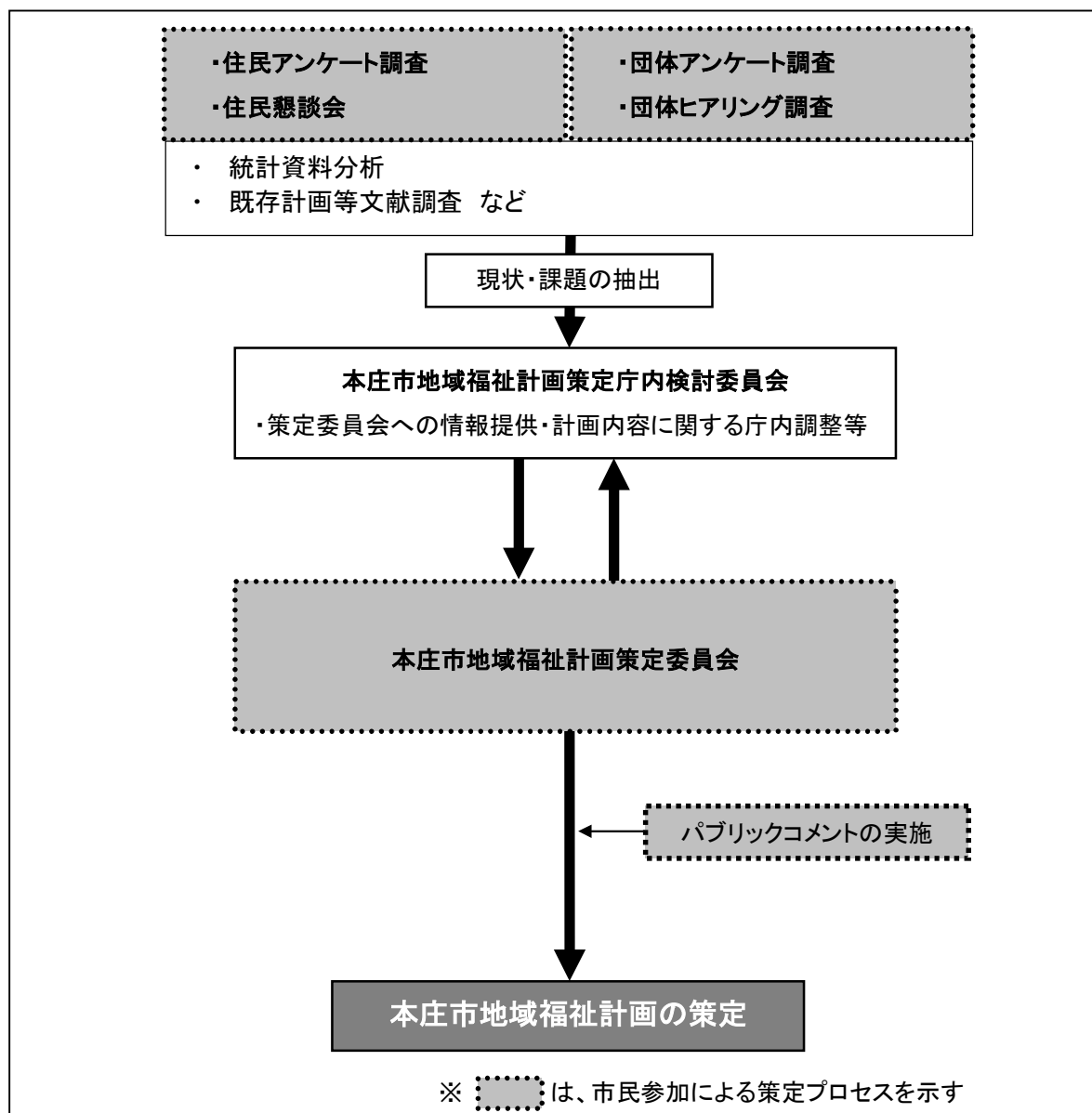
第6節 策定体制

本計画は、地域福祉に関して識見を有する者、社会福祉団体関係者、保健医療関係者、地域団体関係者、市議会議員、公募委員、関係行政機関の職員から構成される「本庄市地域福祉計画策定委員会」において、本市の地域福祉の推進に向けた方向性等について幅広い関係者の意見を計画に反映し、策定しました。

また、庁内関係課で構成される「本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会」において、本庄市地域福祉計画策定委員会に対する資料の提供、計画内容に関する庁内調整等を行いました。

さらに、市民を対象に実施したアンケート・住民懇談会や、関係団体を対象としたアンケート・ヒアリングおよび市民に向けたパブリックコメント※の実施等を通じ、広く市民の意見を反映しました。

■策定体制図



第7節 各種調査の実施について

本計画の策定にあたり、市民をはじめ関係機関・団体等から幅広い意見をうかがうことを目的に、各種アンケート調査やヒアリングを実施しました。また、広く市民からの課題や意見を収集して、その意見等を計画に反映させるとともに、地域福祉への意識の醸成を促すために平成25年1月から2月にかけて、住民懇談会を開催しました。この住民懇談会では、地域にある資源や課題を洗い出し、地域の状況を再確認するとともに、今後さらに住み良い地域にしていくためにはどのようなことが必要になるのかといった地域の将来像について、ワークショップ形式による話し合いを行いました。なお、主な調査結果内容については、資料編に掲載しています。

1. 住民アンケート調査実施概要

■調査概要

調査対象者	市内在住の20歳以上の男女
調査対象者数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送での配布・回収
調査実施期間	平成24年10月24日～11月8日
回収結果	回収数:917件、回収率:45.9%

■回答者の属性

性別	「男性」が44.4%、「女性」が54.3%
年代	「70歳以上」が25.6%と最も高く、次いで「60歳代」が21.9%、「50歳代」が18.3%
居住地区	「本庄東小学校区」が17.1%と最も高く、次いで「中央小学校区」が12.1%、「本庄南小学校区」が10.9%
居住期間	「50年以上住んでいる」が21.7%と最も高く、次いで「30～39年住んでいる」が17.8%、「20～29年住んでいる」が17.2%
職業	「無職(年金生活者など)」が31.3%と最も高く、次いで「会社員」が20.1%、「家事専業」が13.5%
家族構成	「親と子の2世代世帯」が44.2%と最も高く、次いで「夫婦のみの世帯」が24.1%、「親と子と孫の3世代世帯」が15.7%
同居者の状況	「65歳以上の人」が38.7%と最も高く、次いで「いずれもいない」が31.3%、「中学生・高校生」が11.7%

2. 住民懇談会実施概要

■開催概要（12小学校区、213人）

地区名	開催日時	開催場所	参加人数	グループ数
本庄東小学校	1月26日（土） 10:00～12:00	本庄市役所 （職員厚生室）	23人	4グループ
本庄西小学校	1月26日（土） 13:30～15:30		23人	4グループ
旭小学校	1月27日（日） 10:00～12:00	旭公民館	18人	3グループ
藤田小学校 仁手小学校	1月27日（日） 13:30～15:30	藤田公民館	26人	4グループ
児玉小学校	2月2日（土） 10:00～12:00	セルディ （2階中会議室）	13人	3グループ
金屋小学校	2月2日（土） 13:30～15:30		15人	3グループ
秋平小学校	2月3日（日） 10:00～12:00		12人	3グループ
共和小学校	2月3日（日） 13:30～15:30		13人	3グループ
北泉小学校	2月16日（土） 10:00～12:00	中央公民館 （会議室）	23人	3グループ
本庄南小学校	2月16日（土） 13:30～15:30		19人	3グループ
中央小学校	2月17日（日） 10:00～12:00		28人	4グループ

3. 団体アンケート実施概要

調査対象	市内で活動する住民団体、福祉・関係団体、ボランティア団体 [※] 等、NPO法人 [※] 、関係機関、福祉サービス事業者の全88団体
調査期間	平成24年12月8日～12月25日
調査方法	直接配布・回収および郵送での配布・回収
回収結果	回収団体数:79団体、回収率:89.8%

4. 団体ヒアリング実施概要

調査対象	団体アンケートの実施対象団体でかつ調査票を回収した団体より、16団体
調査日	平成25年2月26日

第2章 本計画の目指す方向性と展望

第1節 基本理念

本市では、「本庄市総合振興計画」において、将来像を「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄 ～世のため、後のため～^{のち}」とし、市民と市が課題を共有し、協働、連携して取り組むことで、安全で活力と希望あふれる安心のまちの実現を目指しています。また、埼玉県では、地域住民が互いに支え合う共助社会づくりを目指し、「日本一の共助県づくり」を推進しています。

基本理念の設定については、「本庄市総合振興計画」の将来像と住民懇談会で各地区から挙げられた地域の将来像を踏まえ、以下のように定めます。

**みんなで支えあう
思いやりのあるまち 本庄**

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定し、地域福祉の向上に取り組みます。

1. 地域福祉を支える担い手づくり

地域福祉活動を担う人材が活躍できる地域づくりを目指します。

そのため、市民への福祉教育の充実や地域福祉の考え方の普及・啓発に努めるとともに、**現代の多様な福祉ニーズ**に対応できる人材の確保・育成および資質向上を図ります。また、地域で安定して活動できる拠点の整備・充実など、**地域活動***の支援に努めます。

2. みんなで助け合い、支え合うしくみづくり

人と人の絆を大切にし、温かい心でともに助け合い、支え合う地域づくりを目指します。

そのため、支え合いの基盤となる**福祉コミュニティ***づくりを推進するとともに、住民同士の交流活動が活発に展開されるよう、交流の場づくり等の支援に努めます。また、**自主防災組織***や**防犯パトロール**など地域ぐるみの**防災・防犯体制***づくりを進めます。

3. 地域の生活を支えるしくみづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して充実した生活が送れる地域を目指します。

そのため、**ユニバーサルデザイン***の普及および**バリアフリー***化の促進、**移動支援**の充実などの生活環境を整備するとともに、**自立生活**や**社会参加**を促す**市民主体**の生きがいがづくりに努めます。また、身近な相談窓口の充実や生活に必要な情報の充実を図るとともに、適切な福祉サービスの利用促進に努めます。さらに、**安全・安心の在宅医療***を推進するための環境づくりを進めます。

現代の多様な福祉ニーズ

今日、社会生活を営む上で、さまざまな形での困難や障害が存在しています。

所得格差や貧困、**ニート***、**ワーキングプア**、**ネットカフェ難民***、**ホームレス**、**引きこもり・閉じこもり***、**育児不安**、**虐待**、**ひとり親**、**家庭内暴力(DV)**、**社会的孤立***、**社会的不安**、**自殺**、**要介護***、**身体・知的・精神**などの障害、**難病**、「**うつ**」などの心の病、**災害**や**犯罪被害**、**環境の悪化**など、現代の福祉ニーズは多種多様です。

これらの福祉ニーズの中には表面化しづらく、見過ごされてしまいがちなものが数多くあります。そのため、**地域住民**や**関係機関・団体**、**市**が**一体**となって**地域福祉**を推進し、さまざまな福祉ニーズを拾い上げていく必要があります。

第3節 施策の体系

基本目標	施策
1 地域福祉を支える担い手づくり	1. 福祉教育の充実
	2. 地域福祉を支える人材の確保・育成および資質向上
	3. 多様な地域福祉の担い手との相互連携の強化
	4. ボランティア・地域活動 [*] の活性化
2 みんなで助け合い、支え合うしくみづくり	1. 地域ぐるみでの支え合いの充実
	2. 地域ぐるみの交流活動の促進
	3. 防犯・防災対策の充実
3 地域の生活を支えるしくみづくり	1. 相談・情報提供体制の充実
	2. 権利擁護 [*] の推進
	3. 福祉サービスの適切な利用の促進
	4. ひとにやさしい生活環境の充実
	5. 生きがい・健康づくりの推進

第3章 具体的な取り組み

基本目標 1 地域福祉を支える担い手づくり

施策 1-1. 福祉教育の充実

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、すべての市民が福祉に関する理解を深め、日々の生活の中でお互いに助け合う意識と環境づくりを進めることが必要です。そのために、子どもの頃からさまざまな体験や交流を通じ福祉の意識を根付かせるための取り組みが重要となります。

本市では、児童生徒の福祉教育として、道徳や総合的な学習の時間を中心に学校教育全体を通して実施しています。また、障害児や健常児の区別なく、本人やご家族の希望に沿った学習環境づくりの推進を図っています。さらに、生涯学習としては、市民総合大学*で「地域支え合いの仕組み」についての講座を開催し、各公民館でも成人講座として、人権問題や防犯教室等を取り上げています。

住民アンケートでは多くの市民が、支え合い活動を活発にするために、福祉活動の意義と重要性をもっとPRすることが必要であると回答しています。また団体アンケートでは、相手を思いやる気持ちを育むために、子どもの頃からの体験を通じた福祉教育が必要である、という意見が出されています。

今後、地域福祉の推進にむけて、福祉活動に対する理解を得て、さらに行動に結び付けることが重要となってきます。学校教育や、生涯学習を通じて、「福祉のこころ」を育み、地域の団体活動やボランティア活動等に繋がるように努めることが重要です。このために、地域と学校、公民館や社会福祉協議会などの関係機関・団体との連携を一層深めていく必要があります。

地域住民や関係機関・団体の意見

- そもそも人間の意識を変えないと何も進展しない。助ける側、助けられる側の双方が謙虚な気持ちをもつことが重要。(住民アンケート)
- どんな人でも、どんな状態であっても、みんな同じ人間なんだというノーマライゼーション教育を行う。(団体アンケート)
- 仲間や相手を思いやる気持ちを育むためには、子どもの頃からの体験を通じた福祉教育が重要。(団体ヒアリング)
- 小さい頃から、障害は何かを学ぶのは大変大事である。障害について学ぶ機会を増やしてもらわないと、活動もしづらい。(団体ヒアリング)
- 常日頃から当事者意識をできる限り持つように心がけてもらうことも大切だと思う。(団体ヒアリング)

<目指す方向性>

○学校教育と就学前児童への福祉教育の方向性

福祉教育の推進により、障害の有無、性別、年齢、国籍による壁を無くす、ノーマライゼーション[※]教育の充実を検討します。

○生涯学習における方向性

障害のある人や高齢者等との交流や講座を通して、地域の課題の解決に取り組めるよう、生涯学習の充実を図ります。

<市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割>

●市の役割	<ul style="list-style-type: none">・地域での活動に繋がる福祉教育を実施します。・地域と学校、公民館、社会福祉協議会や関係団体等の連携を深めながら福祉教育を充実させます。・公民館や市民総合大学[※]において、福祉や防災・防犯・交通安全、マナーなど地域福祉に関わるさまざまな啓発講座を開催します。・近隣の大学と連携し、福祉講座の開催や、市や社会福祉協議会への学生の受け入れを検討します。・障害の有無に関係なく、共に学び合う学習環境づくりを支援します。・体験を通じた教育や学習の場づくりを推進します。
●地域住民の役割	<ul style="list-style-type: none">・講演会に参加したり、地域の講師として参加します。・関心や興味を持った地域活動[※]に参加します。・心のバリア[※]を取り除きます。・「地域福祉」の意味を理解し、実践に努めます。
●関係機関・団体の役割	<ul style="list-style-type: none">・学校や地域で行う福祉教育活動に協力します。・地域課題の解決につながる講座等の周知を図ります。・地域課題の解決につながる講座等を開催し、市民の参加を促します。

役割とは

市の役割…地域福祉を推進するため、市に期待される役割のこと。

地域住民の役割…地域福祉を推進するため、一個人やその家族、隣近所などの地域社会に期待される役割のこと。

関係機関・団体の役割…地域福祉を推進するため、社会福祉協議会などの関係機関・団体に期待される役割のこと。

施策 1-2. 地域福祉を支える人材の確保・育成および資質向上

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、地域福祉の担い手となる人材の確保・育成が重要です。

団体アンケートでは、関係機関・団体は、地域活動[※]を行う上で困っていることとして、「メンバーの高齢化」や「役員のなり手がいない」こと、地域活動を活性化させるために必要な取り組みとして「担い手となる人材育成」を上位に挙げており、人材の確保は急務となっています。さらに、住民アンケートでは、地域活動やボランティア活動を行っていない人が約70%となっていますが、ボランティアや地域活動に取り組む意向がある人は64%となっています。このことは、これらの活動に取り組む意思を持ちながら、取り組めていない人が少なからずいることを示しています。加えて、地域福祉の担い手としての技術・資格等を持ちながら、地域に埋没していたり、その能力を生かし切れていない人材がいることも予想されます。

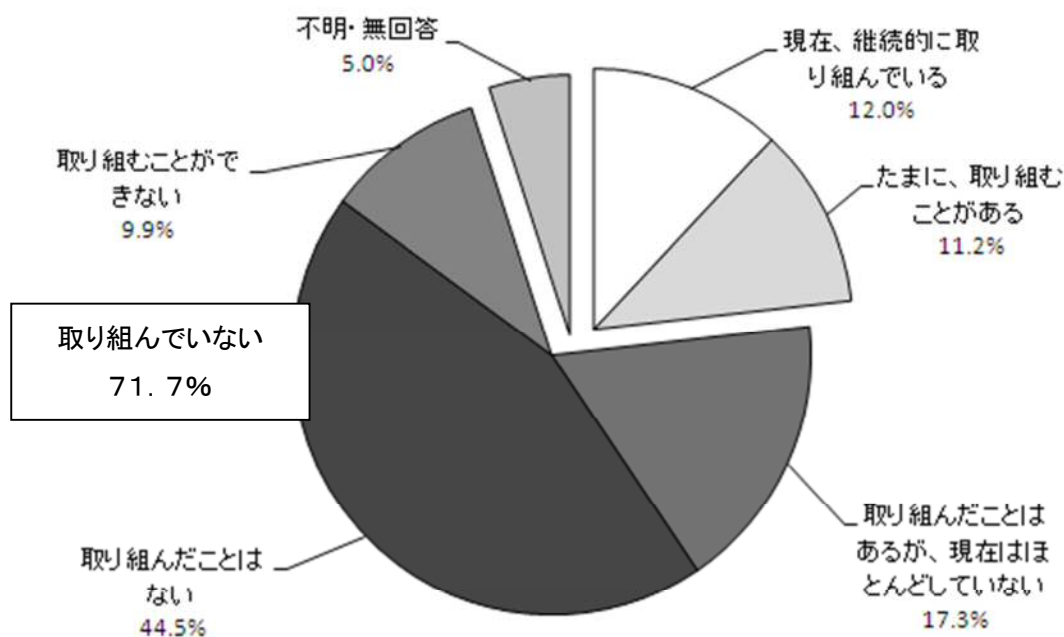
そのような潜在的な福祉人材を発掘・把握・確保していくことは、地域福祉活動の活性化の原動力となることが期待されます。

また、団体アンケートの「ニーズを理解していない」「利用者のニーズを充足しきれていない」といった意見に見られるように、支援を必要とする人が抱えている問題を真に理解するためには、専門的な知識・技術の習得だけではなく、実際の活動を通じた実践的な知識や技術を獲得することも必要となってきます。さらに、支援を必要とする人が適切な支援を受けるためには、関係機関・団体やボランティア団体[※]との間のネットワークをつくり、ネットワークの中で総合的な支援を行うことも大切です。そのためには、地域活動のリーダーの養成やニーズに合った活動ができる人材の確保と共に、各種講座の開催や団体間交流の場の提供などによる育成および資質の向上を図ることが必要です。

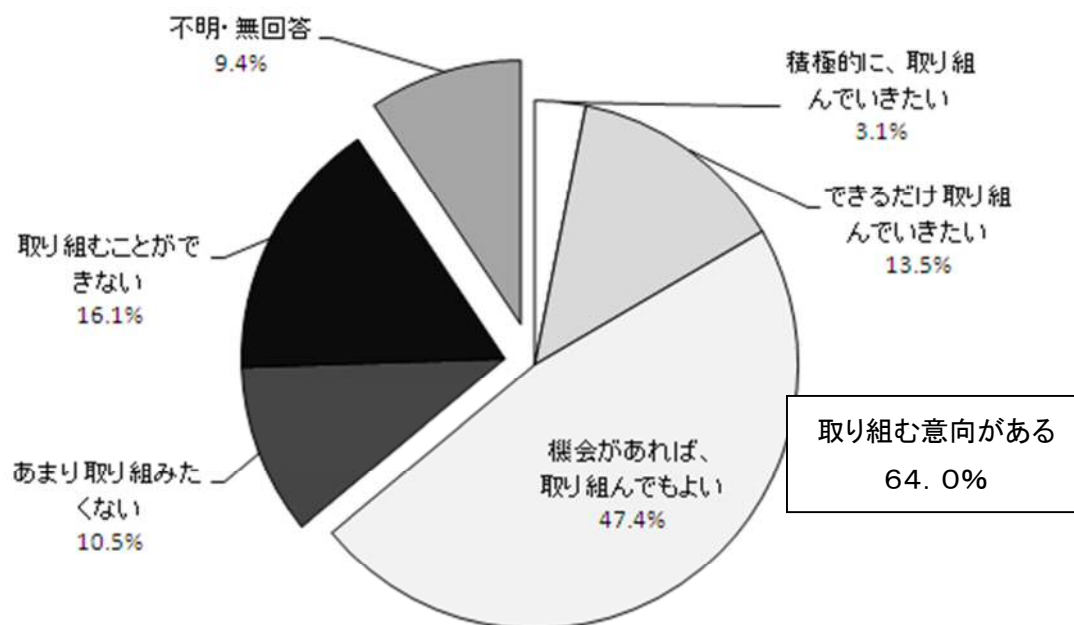
地域住民や関係機関・団体の意見

- いろいろな特技を持っている人がいるので、同じ地域で役立つべく連絡・調整機関を設けても良い。(住民懇談会)
- 自治会・老人会等への積極的参加。(住民懇談会)
- 各種団体等の役職になる人がいない。(住民懇談会)
- 若い世代の人たちのニーズを理解できていない。自己満足のボランティアが多い。(団体アンケート)
- 利用者のニーズを充足しきれていない。(団体アンケート)
- 定年退職者への参加の呼びかけと啓発。(団体アンケート)
- リーダーの育成。(住民懇談会)
- 団体の人材が乏しくなっている。講習会自体への参加者が少ない。やりたいという人の裾野を広げていきたい。(団体ヒアリング)
- ボランティアをしていた人が辞めてしまうと、その後を引き継いでもらう人材の確保が難しい。(団体ヒアリング)

■地域活動*やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について、取り組んでいるか（単数回答 n=917）（住民アンケートより）



■今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に、どの程度取り組んでいきたいか（単数回答 n=917）（住民アンケートより）



＜目指す方向性＞

地域住民・関係機関・団体と連携を強化し、地域福祉活動の担い手を確保するとともに、専門職やリーダー、コーディネーター*としての人材の育成を図ります。

<市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割>

<p>●市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動に結びつく人材を発掘・育成するために、レベルに応じた講座体系の構築を検討します。 ・社会福祉協議会、ボランティア団体[※]、NPO法人[※]等の連携による講座を開設し、人材の確保に努めます。 ・潜在的な福祉人材を把握するために、関係機関・団体と連携した情報提供を積極的に行います。 ・活動の拠点が必要とする関係機関・団体に対し、地域福祉活動の場の提供を検討します。 ・活動している個人や団体間の交流の場について検討します。 ・さまざまな地域課題に適切に対応するため、コミュニティソーシャルワーカーの確保と養成を推進します。
<p>●地域住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での行事や活動に、積極的に参加します。 ・研修や講座に参加します。 ・講座で得た知識を実際の活動に生かすよう努めます。 ・自治会活動の役割を理解し、活動への協力を努めます。 ・地域のボランティア活動について、理解を深めます。 ・地域での行事や活動に参加しやすい工夫をします。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動している個人や団体との交流の場を設けます。 ・地域で活躍するリーダーの育成に努めます。 ・ボランティアや地域活動[※]に関心のある市民が活動を体験できるよう努めます。 ・関係団体間での連携を深め、人材の活用に努めます。

コミュニティソーシャルワーカー

地域住民による地域福祉活動は、地域住民同士の支え合いです。しかし、住民だけでは対応できない困難で複雑な事例や、そういった福祉課題を解決するための事業者、関係機関・団体とのネットワークが構築されていない場合もあります。

コミュニティソーシャルワーカーは、個別対応が必要な住民に対して、さまざまな事業者、関係機関・団体と連携しながら専門的な支援をすることに加え、適切な支援とそれを必要とする住民とをつなぐ役割を持っています。また、地域の生活課題の共有や、地域福祉活動に携わる関係機関・団体などのネットワークの形成を図る役割があります。

施策 1－3. 多様な地域福祉の担い手との相互連携の強化

【現状と課題】

本市では、地域福祉の担い手として、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会やボランティア団体※、NPO法人※、社会福祉法人等の団体が活動しています。

さまざまな地域福祉の担い手が活動していますが、団体アンケートでは、多くの団体が「支援を必要とする人の情報が得にくい」と回答しており、支援者と被支援者間のつながりが十分であるとは言えない状況です。また、地域の見守り活動を行っている人や団体の連携によって、より効果的な見守りができる、といった指摘もされています。また住民懇談会では、地域の中での子どもの見守り体制づくりや、子育て等に悩む家庭への相談体制づくりを求める意見が出されています。

これらのことは、支援が必要な人に適切な支援を行うために、地域福祉に携わる関係機関・団体による連携の強化や、情報の共有化が必要であることを示しています。

また、本市においても、少子高齢化や家族・地域等のつながりの希薄化等による孤立死※や虐待等の深刻な事案が発生しており、地域の中での支援体制づくりは重要な課題となっています。

地域住民や関係機関・団体の意見

- 自治会、教育委員会、医師会等の団体と綿密な連携を取り合いたいと思う。
(団体アンケート)
- 対応できないケースは他のサービスの情報提供やコーディネートを行う。
(団体アンケート)
- 情報の提供と横の連携が必要だと思う。(団体アンケート)
- 地域の人たちが支え合えるネットワークづくり。(団体アンケート)
- 既存の組織の人たちの連携を深めていければ、今まで以上にいい介護予防※や見守りができるのではないかと。(団体ヒアリング)
- 可能であれば、地域で活動している団体が一堂に集まり、意見交換ができる場がほしい。
(団体ヒアリング)
- それぞれの団体がそれぞれで動いているので、情報が共有できていない。こうした情報を市で把握しているのなら、関係団体と連携し、提供を受けた情報に応じ、どこにつなげるべきかの流れや一本化したものが必要である。(団体ヒアリング)

＜目指す方向性＞

市・関係機関・団体が連携した「地域ネットワークづくり」を行うことにより、支援を必要とする人への漏れの無い支援体制の構築に努めます。

＜市と関係機関・団体との相互連携の強化＞

本市と関係機関・団体の主な役割および連携については次のとおり進めます。

・社会福祉協議会との連携

地域福祉活動の拠点として活動しているのが、社会福祉協議会です。

社会福祉協議会は、地域の住民と一体になり「福祉のまちづくり」の実現を目指しています。高齢者や障害のある人へのホームヘルプサービスや民生委員・児童委員、自治会等との協働による見守り活動、地域ボランティアとの協働によるサロン活動、ボランティア活動に関する相談や情報提供を行うボランティアセンター[※]の運営、小・中学校における福祉教育の推進等、地域と連携し、地域福祉の推進を図っています。

今後、地域福祉の推進をより実効性の高いものにするために、社会福祉協議会との連携を強化していきます。

・民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談窓口として活動しています。

また、地域住民の生活実態の把握による見守り活動や生活相談への助言および援助、福祉サービス利用への情報提供、社会福祉事業者やボランティア等との連携および活動支援、住民の福祉増進活動等、多岐にわたる活動を行っています。

今後、見守り活動において、民生委員・児童委員だけではカバーしきれない部分を、地域ぐるみでサポートする体制の構築を検討していきます。

また、各民生委員・児童委員と市、関係機関・団体との情報共有体制だけでなく、組織的なネットワークの構築を推進します。

・自治会との連携

自治会は、福祉や防災・防犯、環境整備など、地域生活の根底を支える地域コミュニティの中心的な団体として活動しています。

また、自治会を主体とした自主防犯組織[※]による防犯パトロールや、自主防災組織[※]による自主防災活動、市との協働による避難訓練等を行っています。また、市、民生委員・児童委員と協働し、「災害時要援護者登録台帳[※]」への新規登録者の掘り起こしや、平常時の見守り活動などの福祉活動を担っています。

今後、地域の実情を網羅的に把握している団体として、市、関係機関・団体との情報共有と協働体制づくりを推進します。

・老人クラブ連合会との連携

老人クラブ連合会は、地域の老人クラブによって組織された団体であり、健康づくりや生きがいづくり、地域のために行う社会奉仕事業等を主な事業としています。

また、児童の登下校時の見守り活動や、地域の老人ホームの清掃活動、グラウンドゴルフ大会や輪投げ大会など、高齢者の社会参加を促進しています。

高齢者が地域の一員として活躍できるような体制と、地域の高齢者の福祉ニーズの早期把握のため、市、関係機関・団体との情報共有体制づくりを推進します。

・NPO法人*・ボランティア団体*との連携

NPO法人・ボランティア団体は、多様化・複雑化する福祉ニーズの中で、行政サービスから漏れてしまう各地域のニーズ等に対応することが期待されます。

今後、NPO法人との連携については、地域課題に対し専門性を有した団体として、自治会や民生委員・児童委員等の地域に密着した団体や市、関係機関・団体と協働し、適切な相談支援を行う体制の構築を推進します。また、ボランティア団体と連携し、地域における課題の迅速な把握と、支援者と被支援者をつなぐ体制づくりを推進します。

<市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割>

●市の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設等に地域で活動するための拠点機能を整備します。・ 地域内での人材、団体の連携を促進するため、関係団体等との交流を呼びかけます。
●地域住民の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内で活動している人や団体等に、日頃から関心を持ちます。・ ボランティアセンター*を積極的に利用します。
●関係機関・団体の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 地域で活動する人や団体が交流を行える行事を開催します。・ 地域で活動する団体間の情報交換に努めます。・ 身近な地域の中で誰もが交流し情報交換できる場づくりに努めます。

施策1-4. ボランティア・地域活動※の活性化

【現状と課題】

地域福祉の推進には、ボランティア・地域活動が活発に行われることが不可欠です。

本市では、社会福祉協議会において運営されている「ボランティアセンター※」において、社会福祉協議会職員によるボランティア・コーディネーター※が中心となり、ボランティア相談、情報誌の発行、講座の開催等ボランティアに対するさまざまな支援を行っています。

団体アンケートでは、多くの関係機関・団体が社会福祉協議会からの「情報の提供」が必要であると回答しています。また地域活動をより活性化させるためには「活動に関する情報提供」と「地域活動拠点の提供」が必要であると回答しています。

団体ヒアリングでは、活動拠点や活動場所の確保が、地域活動における課題であるという意見が多く見受けられます。

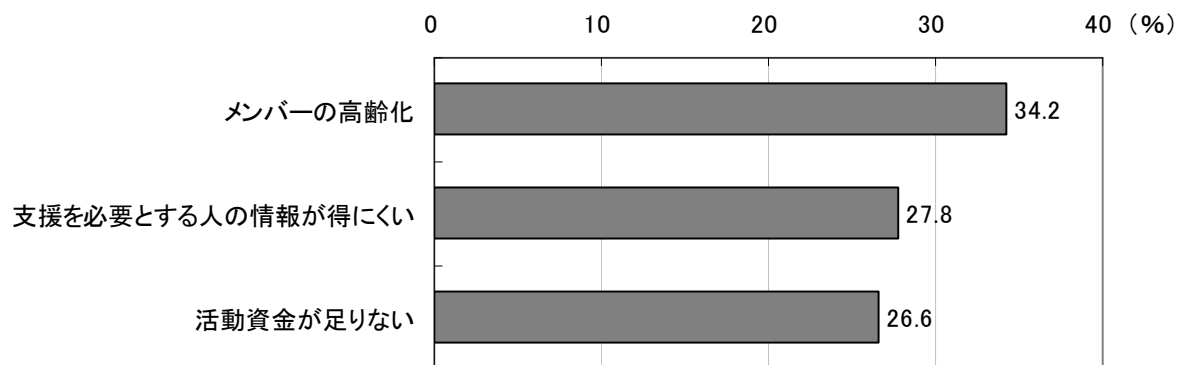
これらのことから、情報提供の不足や活動場所の不足の解消が、ボランティア・地域活動を行うために必要とされていることが分かります。

また、関係機関・団体からの情報発信も大切です。情報発信をすることにより、NPO法人※やボランティア団体※がどんな活動をしているのか、どんなことで困っているのかについて他団体や地域住民の理解が促進され、地域活動を活性化させるだけでなく、福祉ニーズを拾い上げることにもつながります。

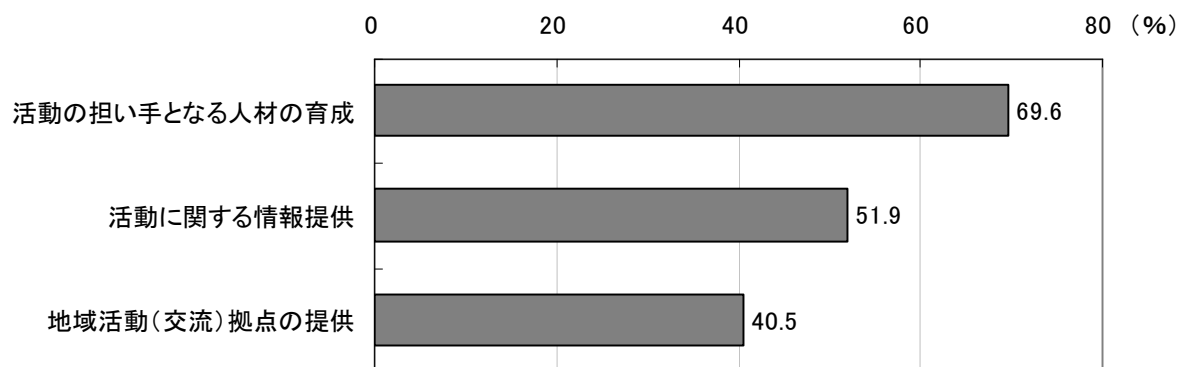
地域住民や関係機関・団体の意見

- 福祉ボランティアが少ない。(住民懇談会)
- ボランティアになるべく参加する。(住民懇談会)
- 地域の中にボランティア・コーディネーターのような機能があれば良いと思う。
(住民懇談会)
- ボランティア団体が活動する中核となるセンターが欲しい。(住民懇談会)
- 一人でも多くの方に地域活動に参加をしてもらえるように、さまざまな場所で情報提供をして、活動のことを知ってもらう。(住民アンケート)
- 人材の定着が進まず、利用者へのサービスの質は向上していない。(住民アンケート)
- 活動の場所(拠点)を確保し、情報、人材、相談窓口などの機能を活用できるしくみが必要。(団体アンケート)
- 登録しているボランティア団体を紹介する等。(団体アンケート)
- 市内で活動している団体やその活動内容がわからない。団体名と活動内容を具体的にPRする必要がある。(団体ヒアリング)

■地域活動*を行う上で困っていること（複数回答 n = 79）【上位3項目】
（団体アンケートより）



■地域活動を活性化させるために必要な取り組み（複数回答 n = 79）【上位3項目】
（団体アンケートより）



＜目指す方向性＞

情報提供や活動場所の支援を行うことにより、ボランティア・地域活動を行うための環境づくりを推進します。

<市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割>

<p>●市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと、ボランティアを必要とする人とを結び付けるための相談体制や関係機関・団体への情報提供の充実を図ります。 ・ボランティアや地域活動[※]の活性化のため、活動のための場の確保を検討します。 ・地域福祉活動について、広報や説明会などさまざまな機会をとらえて地域住民への周知に努めます。 ・学校教育や生涯学習でのボランティアの活用を図ります。 ・小中学生や定年を迎えた人など、潜在的にボランティア・地域活動が可能な人材の活用を促進するための講座や研修会等の充実を図ります。 ・ボランティア間の連携、市民への活動のPRを目的とした、ボランティア交流会や活動発表の場を設けることにより、新たな人材の発掘や活動への市民の参加を促します。 ・広報・啓発活動やボランティア初心者のための講座の充実等、地域住民がボランティアに参加しやすい環境づくりに努めます。
<p>●地域住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・地域活動に積極的に参加します。 ・地域の課題への関心と理解を深め、活動意欲を高めます。 ・ボランティアセンター[※]を積極的に利用します。 ・活動への参加を地域住民に呼びかけます。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している団体の状況やボランティア活動状況を報告します。 ・市と連携し、ボランティアセンターの周知と機能充実を図ります。

基本目標 2 みんなで助け合い、支え合うしくみづくり

施策2-1. 地域ぐるみでの支え合いの充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、地域でのさまざまな支え合いが必要です。

住民懇談会では児童生徒の見守り体制づくりや、子育て等で悩む家庭への相談体制づくりを求める意見が挙がっています。

本市でも孤立死[※]や児童・高齢者・障害のある人等への虐待、離職や不安定就労による生活困窮者[※]、自殺等、地域の中で表面化しにくい地域課題が生じています。これら孤立死や虐待などの背景には、支援が必要であるにもかかわらず適切なサービスを利用できない、あるいはサービスそのものが存在しないような人々や、地域の中での人間関係がうまくいっていないような人々の社会的な孤立が一つの要因となっています。

本市の世帯類型をみると、単身の高齢者世帯数および高齢者のみの世帯数は増加しており、また、ひとり親世帯数も増加傾向にあります。

これらのことを踏まえ、地域住民が社会的に孤立しないような**地域コミュニティ**を形成する必要があります。

地域住民や関係機関・団体の意見

- 核家族化や共働きが増えるため、しっかりと子どもを見てもらえる体制や育児相談などのサポート体制の充実が必要。(住民懇談会)
- 子育て等で悩んでいる家庭が気兼ねなく相談できる行政を作る。(住民懇談会)
- 子供会（PTA）、自治会、老人会、婦人グループなど、年に1度は全体会を開く。(住民懇談会)
- 自治会で若い人のふれあいの場がない。(住民懇談会)
- 一人暮らしをしている高齢者に積極的に声を掛け、ご近所同士が協力して話し合える関係が築けたら良いと思います。(住民アンケート)
- 障害児や気になる子への情報提供や関わり方などの場が少ない。(住民アンケート)
- (団体同士) お互いに声を掛け合って、地域が明るく楽しく生きられるよう、協力し合う。(団体アンケート)

<目指す方向性>

市、関係機関・団体、地域住民など地域全体で連携し、地域ぐるみで支え合う体制の再構築を図ります。

＜市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割＞

<p>●市の役割</p>	<p>行政支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口サービスの充実や、さまざまな相談、交流場所の提供体制の推進に努めます。 ・児童や高齢者、障害のある人への支援の質の向上と、体制の強化を促進します。 <p>見守り支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、民間業者等の関係機関・団体との連携を拡大し、漏れの無い見守り体制の構築に努めます。 ・ファミリー・サポート・センター[※]事業の規模の拡大等、地域住民との連携事業の充実を図ります。 ・地域包括支援センター[※]や地域生活支援センター[※]等と連携した、相談・情報の共有体制の強化に加え、市民に異状が認められた場合の福祉・医療等の連携体制の充実を図ります。 ・地域住民が隣近所の異変に気付いた時の対応について、啓発していきます。
<p>●地域住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所との付き合いを積極的に行い、隣近所の異変に気付いた時、連絡・相談します。 ・日常生活を送る中で、困っている人を見かけたら積極的に声かけや手助けを行います。 ・地域活動[※]に参加することにより、地域の絆を強化します。 ・日常生活に困難を抱えた人が安心して外出できるような地域づくりに努めます。 ・地域のさまざまな見守り活動に協力します。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のさまざまな見守り活動に協力します。 ・各種相談機関との連携強化に努めます。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所であり、消費や生産、労働、教育、保健医療、福祉、芸能・祭りなど、経済・文化・福祉などと地域住民が相互に関わり合いながら形成される地域社会、またはそのような社会集団を指します。本市では、自治会が代表的な地域コミュニティであり、その他には子ども会[※]や婦人会などがあります。

地域コミュニティの主な役割は、そのコミュニティ内の住民相互の助け合いと、地域課題の解決、伝統や文化等の維持等にありま。

施策 2-2. 地域ぐるみの交流活動の促進

【現状と課題】

隣近所や地域の中で、近所の人々や悩みをもった人々が集まることができ、普段から交流を持つ「集いの場づくり」はとても大切です。

単身の高齢者の増加により、地域において孤立感や不安を抱えている高齢者が増加しています。また、子育てや、家族あるいは自らの障害に対する悩みなど、さまざまな悩みを抱えた人々も増加しています。

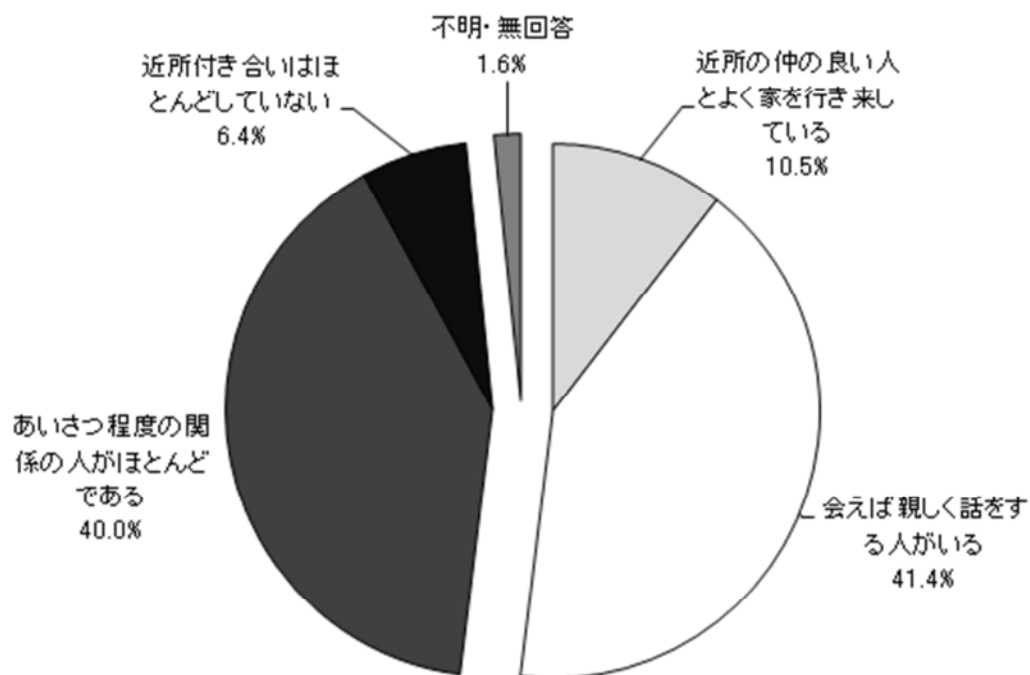
住民アンケートでは、近所付き合いの程度について、「近所付き合いはほとんどしていない」「あいさつ程度の関係がほとんど」と回答する人がほぼ半数に上っています。そのような人のほとんどが同時に、今後の近所付き合いについては、付き合いを広げる必要はないと回答しています。

また、団体アンケートでは、多くの団体が地域の問題点として、世代間や隣近所の交流の不足を指摘しています。住民アンケートや住民懇談会においても、高齢者や障害のある人が気軽に集まることができる場の不足や機会の減少が指摘されています。

地域住民や関係機関・団体の意見

- 地域全体が一つになっての交流が少なくなっている。(住民懇談会)
- 世代間のふれあいの場が少ない。(住民懇談会)
- ふだんから挨拶・交流や声掛け、誘い合いをする。(住民懇談会)
- 地域全体で話し合いの場を作る。(住民懇談会)
- 市民体育祭やお祭りなど、地域の若い人たちが参加できるような場に、隣近所声を掛け合って顔を出しやすい雰囲気にしていけば、いざという時、助け合いができると思う。最初は面倒と思っても、参加してみると意外と楽しかったりする。イベントがあれば若い人が新しく来た人にも声をかけて交流ができると思う。(住民アンケート)
- 住民が気軽に利用できるオープンスペースが市内各所にあったら良いと思う。(住民アンケート)
- 複雑な問題を解決するために、まず、気軽に人と知り合える機会を多く設け、安心して参加できる場を増やしていく必要がある。(団体アンケート)
- 隣近所の交流を図るには、何よりもお互いの理解が必要である。(団体ヒアリング)

■ 普段の近所付き合いの程度 (単数回答 n=917) (住民アンケートより)



＜目指す方向性＞

身近なところで隣近所の人たちが集まることのできる場や、同じ悩みを持った人々が悩みを共有する場、生きがいつくりや仲間づくりができる場である**サロン**等を充実させることにより、地域における孤立感や不安の解消と交流の促進を図ります。

サロンとは

本市には、最も身近な地域福祉の担い手である地域住民を主体として、高齢者を中心とした交流を行う「ふれあいいいききサロン」や、障害のある人やその家族を中心に活動を行うサロンが市内に24か所あります。

公民館や自治会館、空き家等を利用するこれらサロンで、地域の人たちの近況を語り合い、さまざまな情報や悩みを交換したり、わきあいあいと過ごすことができれば、参加する人の健康状態の把握、育児中の悩みの解消、引きこもり・閉じこもり*防止、孤立感の解消、生きがいや仲間づくり、参加していない近所の人々の状態の把握等のさまざまな効果が期待できます。

＜市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割＞

<p>●市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の場の市内の空白地域を解消するために、民生委員・児童委員や自治会などの関係団体と連携し、交流の場の拡充を図ります。 ・各サロン間の交流を促すとともに、サロン活動に対する助成金等の在り方についても検討します。 ・交流の場に行きたくても行けない人や、参加しようとしていない人々が参加したくなるサロン活動を図ります。 ・普段から見守り活動を行っている民生委員・児童委員や自治会、地域包括支援センター*等と連携し、市内全域でサロン活動の活性化を図ります。 ・サロン等の交流の場における、市民への情報提供体制の強化を図ります。
<p>●地域住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的にサロン等の交流の場に参加します。 ・世代間交流の機会があれば積極的に参加します。 ・地域のイベントなどに、近所の人を誘います。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の場を活用し、福祉活動を行います。 ・世代間の交流機会づくりを支援します。 ・誰もが参加できる身近な地域でのイベントを開催します。



施策 2-3. 防犯・防災対策の充実

【現状と課題】

地域の防犯、防災については、普段から地域全体での継続的な備えや対策を進める必要があります。

東日本大震災という未曾有の大災害を受け、従来の「防災」に加えて、被害を最小限に抑えることを目的とした「減災[※]」の視点を組み込んだ防災体制が必要とされています。また、全国的に犯罪認知件数[※]は平成15年をピークに減少を続けていますが、再犯者の割合は年々増加しています。さらに、本市においても悪質商法や振り込め詐欺等の被害が発生しています。

住民アンケートの結果をみると、地域住民が取り組むべき課題や問題として、半数以上の人が「防犯や防災など地域の安全を守ること」を挙げており、地域の共通課題と認識されていることが分かります。

本市自治会においては、自主防災組織[※]の組織率は93%（平成25年度）、また、自主防犯組織[※]（防犯ボランティア[※]）の組織率は84%（平成25年度）となっており、地域における防犯・防災意識は高いと考えられます。

その一方で、高齢化が進み、単身の高齢者世帯、高齢者のみの世帯が増加したことにより、災害時に援護を必要とする人や、振り込め詐欺等の被害に遭う恐れのある人が増加しています。

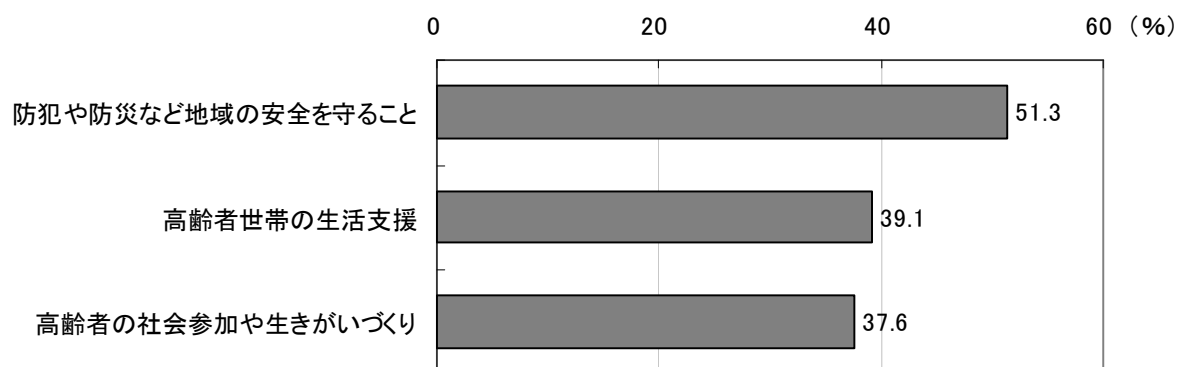
本市では、悪質商法や振り込め詐欺等の犯罪防止のための情報提供や、民生委員・児童委員による啓発訪問を行っています。また、保護司[※]や更生保護女性会と協働で「再犯防止」を目的とした更生保護[※]活動も行っています。

また、防災に関しては、災害時に避難支援を必要とする高齢者、障害のある人等を把握するための「災害時要援護者登録台帳[※]」を作成し、関係機関と情報を共有することにより、災害時に自力で避難することが困難な人を支援しています。一方で、台帳に登録されていない人への支援を今後どのように行うかが重要な課題となっています。

地域住民や関係機関・団体の意見

- 一人暮らし高齢者が増え、災害時の救出が心配。（住民懇談会）
- 一人暮らしや高齢者世帯、障害のある人等を地域で把握しておく。（住民懇談会）
- 高齢者が子どもの見守りに数多く参加してくれる。（住民懇談会）
- 住宅街に街灯を増やして防犯対策をしてほしいです。（住民アンケート）
- 私の地域は、災害時の救護・援護・避難支援などの体制が整っていないのではと思いますが、早いうちに担当を決めた方がいいと思います。（住民アンケート）

■身近な地域で、地域が取り組むべき課題や問題（複数回答 n=917）【上位3項目】
（住民アンケートより）



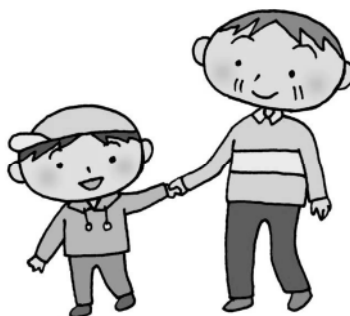
<目指す方向性>

○防犯における方向性

市と関係機関・団体、市民が連携し、犯罪の未然防止、再犯防止の体制づくりを推進します。

○防災における方向性

市と関係機関・団体、市民が協働し、災害時に支援が必要な人を見逃さない体制と、災害発生後にも継続的に支援を行うことができる体制の構築を目指します。



<市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割>

<p>●市の役割</p>	<p>防災における市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災に対する意識の更なる高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、講演会や研修会の開催を促進します。 ・市民へ災害時要援護者避難支援制度を周知すると共に、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター[※]等と協力し、支援が必要な人の情報の集約に努め、支援の体制づくりを推進します。 ・防災訓練時に災害時に支援が必要な人の参加を促し、実効性の高い訓練の実施を図ります。 ・関係機関・団体との連携を強化し、福祉避難所[※]等での避難支援も検討することによって、災害時の円滑な支援に役立てます。 ・災害ボランティアセンター[※]の運営および災害ボランティア[※]養成研修の実施等、災害時の体制の充実を図ります。 ・災害時における医療・福祉の連携体制の構築に努めます。 <p>防犯における市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯組織[※]の組織率を高め、全市的な防犯体制の構築に努めます。 ・再犯防止と青少年の非行防止の更なる促進を図るため、更生保護[※]の意義を積極的にPRし、活動への市民参加を促進します。 ・教育機関との連携を図り、犯罪予防、更生保護への理解の促進を図ります。
<p>●地域住民の役割</p>	<p>防災における市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に支援が必要な人が隣近所にいる場合は民生委員・児童委員や自治会等へ相談し、進んで支援します。 ・災害時に安全なルートを把握しておきます。 ・自主防災組織[※]等に積極的に協力します。 <p>防犯における市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯組織等に積極的に協力します。 ・犯罪予防・更生保護への理解を深めます。 ・振り込め詐欺などの被害が疑われる人がいる場合には積極的に声をかけをし、民生委員・児童委員や自治会等へ相談します。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を把握し、支援が必要な人をいち早く発掘します。 ・組織への加入者を増やすため、自主防災・防犯活動を市民へPRします。 ・地域の防犯・防災活動に積極的に協力します。 ・防犯・防災活動団体間の交流・連携を促進します。

基本目標 3 地域の生活を支えるしくみづくり

施策3-1. 相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

本市では、子育て、障害のある人および高齢者に対して市をはじめ関係機関・団体がそれぞれにさまざまな福祉分野の相談を実施しています。

しかし、住民アンケート結果をみると、「福祉サービス」情報の入手について、40%を超える人が「ほとんど入手できていない」と答えています。さらに「福祉サービス」情報の情報源として、社会福祉協議会や地域包括支援センター※、地域子育て支援センター※等の関係機関を挙げている人は10%にも満たない結果となっています。これは、各制度や相談窓口のPRの不足もありますが、関係機関・団体間の連携不足も原因と考えられます。

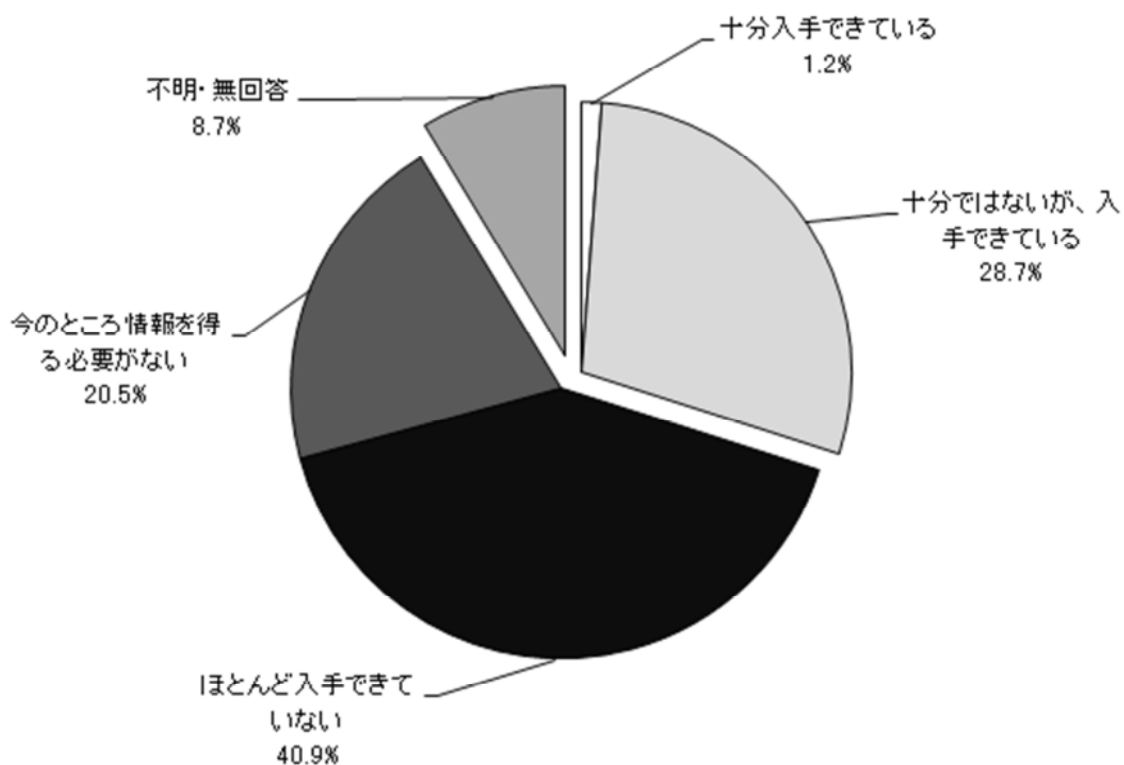
また、相談の中で浮かび上がってくる福祉ニーズは人によってさまざまです。そういったニーズに単独の機関・団体のみで対応した場合、相談者のニーズを充足させることができない可能性もあります。

このように、福祉サービスが多様化する中で、さまざまな福祉ニーズを抱えた人や、制度の狭間となっている人達への相談や適切な支援を行うためには、市・関係機関・団体の横のつながりを強化し、相談・情報提供体制ネットワークを構築する必要があります。

地域住民や関係機関・団体の意見

- 地域の社会的資源（公的制度・ふれあいサロン）に関する情報が少なく、知らない。
（住民懇談会）
- 近隣との関わりがなく、状況が悪化してから発見される高齢者の家庭が多い。
（住民懇談会）
- 本人や家族に対しての情報提供や支援についての理解を進めていくこと。
（住民アンケート）
- 情報の共有が大切。（団体アンケート）
- 情報（個人情報の関係で入ってこない）を、横の連携で提供してほしい。
（団体ヒアリング）
- 本当に困っている人はサロンにも出て来られない。そうした人の相談に少しでものれれば、救い上げられるのかもしれない。（団体ヒアリング）
- 働いているお母さん達は、交流の機会がなかなか持てないし、そうした情報も限られているのでは。学童保育所をうまく活用していく方向性も考えられる⇒拠点を活用した情報の発信。（団体ヒアリング）

■福祉サービス情報の入手程度について（単数回答 n=917）（住民アンケートより）



＜目指す方向性＞

市や関係機関・団体等の連携を強化し、情報の共有化に努めるとともに、多様なニーズに対応できる相談体制を検討します。



<市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割>

<p>●市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の誰もが相談できるよう、市民へ相談業務の周知を図ります。 ・地域包括支援センター[※]の増設と生活困窮者[※]等への新たな相談窓口の設置を検討します。 ・関係機関・団体と連携し、各種相談窓口から、専門的機関を通じたアドバイスおよび福祉サービスにつなげる相談窓口のネットワーク化を図ります。 ・総合的な相談体制の充実を図り、相談内容等の情報提供の一元化を検討します。 ・コミュニティソーシャルワーカーの配置を推進します。 ・市の広報紙・ホームページ、健康カレンダー[※]等、さまざまな情報手段を活用し、情報提供の充実を図ります。 ・市の情報だけではなく、社会福祉協議会や福祉サービス事業者の情報等も収集し、一体的な情報提供の方法について検討します。 ・福祉サービスのガイドブックについてよりわかりやすくするため、福祉サービスの総合案内誌の作成について検討します。 ・福祉サービスや制度に関する講座等を開催し、市民のサービス・制度理解の促進を図ります。
<p>●地域住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関へ連絡・相談します。 ・市や社会福祉協議会の広報紙、回覧板を読むなど、積極的な情報収集に努めます。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体間の連携を強化し、相談・情報提供体制の強化を図ります。 ・市民が必要とする情報の提供に努めます。

施策3-2. 権利擁護^{*}の推進

【現状と課題】

本市においても認知症^{*}高齢者の増加や、知的障害・精神障害のある人の地域生活移行などに伴う、日常生活支援の充実が求められています。

特に、家族間に加え、隣近所等地域のつながりの希薄化が進む中、親族等の支援が受けられず、また判断能力が不十分なために、必要なサービスを受けづらい人や適切な金銭管理ができない人への対応が急がれています。

本市では、そういった判断能力が不十分な人を支援する日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度を推進していますが、利用者がまだ少ないため、制度やサービスの普及啓発に加え、支援を必要とする人の発掘を一層推進する必要があります。

また、高齢者虐待防止法^{*}や障害者虐待防止法^{*}等も施行されたことにより、児童だけでなく高齢者や障害のある人への虐待も表面化してきています。そのため、適切な支援を必要とする人の把握は一層重要となり、実効性のある体制が必要となっています。

地域住民や関係機関・団体の意見

- 一人暮らしの高齢者が増えている。(住民懇談会)
- 認知症になり始めた一人暮らしの高齢者の対応がない。(住民懇談会)
- 認知症のため、施設に入所。嫁が分かる所だけ代筆しましたが、今の状態では何も理解できない状況です。(住民アンケート)
- 本当に困っている人はサロンにも出て来られない。そうした人の相談に少しでものれれば、救い上げられるのかもしれない。(団体ヒアリング)

<目指す方向性>

判断能力が不十分な人へ適切な支援を行うため、関係機関・団体と連携し、権利擁護体制の充実を図ります。

＜市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割＞

<p>●市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の普及啓発を推進し、認知症[※]高齢者や知的障害・精神障害のある人など意思決定が困難な人に対し、法律面と生活面で支援を行います。 ・関係機関・団体との連携を強化し、虐待等に係る権利擁護・支援体制の充実を図ります。 ・権利擁護の窓口となっている地域包括支援センター[※]や障害者地域活動支援センター[※]と、成年後見人の法人後見を実施している社会福祉協議会および権利擁護の活動を行っているNPO法人[※]との連携を図るため、ネットワークやシステムの構築を検討します。 ・市民後見人[※]の確保と育成を図ります。 ・権利擁護相談の中核となる成年後見人センター[※]の開設を検討します。
<p>●地域住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分な人への理解を深め、関係機関・団体へ連絡・相談し、可能な範囲で支援をします。 ・虐待などに気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関へ連絡します。 ・見守り活動などを通じて、虐待などの早期発見に努めます。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体は、困難事例等に適切に対処するため、市民後見人[※]に対し、助言や指導などの支援を行います。 ・見守り活動などを通じて、虐待などの早期発見に努めます。

「日常生活自立支援事業」

日常生活を送る上で、一人で判断することに不安があるような高齢者、知的障害・精神障害のある人等が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との対等な立場での契約に基づき、社会福祉協議会の支援員・専門員が金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行う事業。

本市では、「あんしんサポートねっと」という名称で行われています。

「成年後見制度」

判断能力が不十分な人の権利を守るため、財産管理や身上監護（健康診断の受診や福祉サービスにかかる契約など生活・医療・介護などに関する契約や手続き等）を、本人の判断能力の程度に応じて選任された成年後見人等が行う制度。

施策3-3. 福祉サービスの適切な利用の促進

【現状と課題】

本市では、高齢者や障害のある人、子育て、健康推進、生活保護といったさまざまな福祉ニーズについて、各個別計画および関係法令に基づき、福祉サービスが提供されています。

しかし、福祉サービスが充実するなかで、制度の複雑化等により、支援を必要とする人に適切な支援を結びつけることの重要性が増しています。また、福祉サービスの狭間にいる人に対しても、適切な支援を行う体制が必要で、そのためには支援を必要としている住民の把握に加え、地域住民に福祉の情報等が十分に伝わることが重要です。

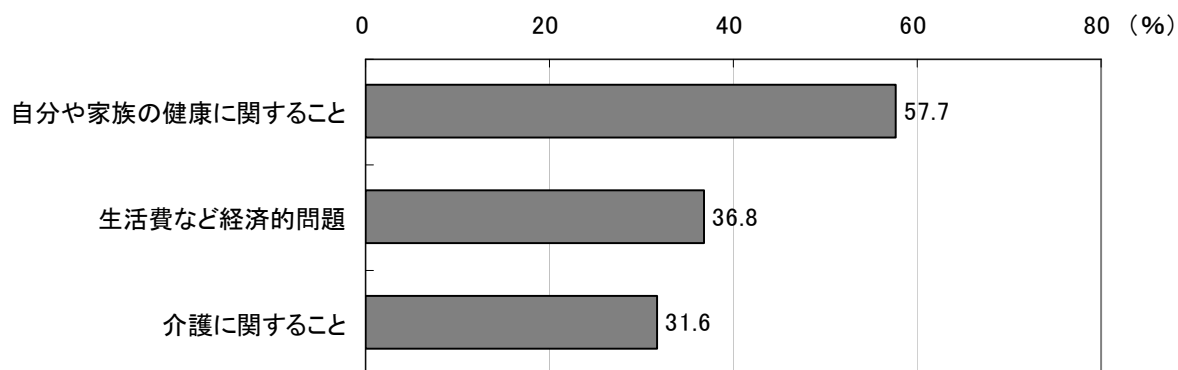
団体アンケートでは、「福祉サービスの利用に結びついていない人たちがいる」との回答が64.3%あり、福祉サービスの必要な人たちに対しての情報の提供や、利用者のニーズに合わせたサービスの提供ができるよう地域全体での支援体制が必要となっています。

また、住民アンケートでは、日常生活で感じる悩みや不安について、「生活費など経済的問題」や「介護に関すること」が上位にあがっており、本市においても、生活困窮者^{*}や、急速な高齢化に伴い増加する要介護者^{*}への対策が急がれています。

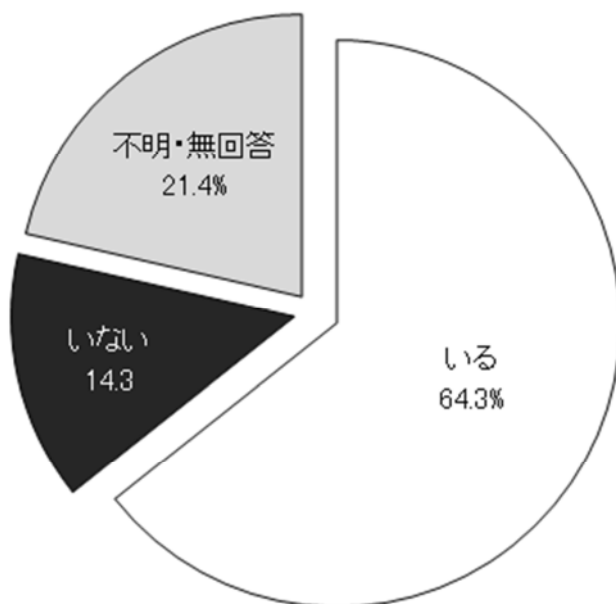
地域住民や関係機関・団体の意見

- 地域には福祉施設が少ない。(住民懇談会)
- 就学前の子どもがいます。共働きなので、今は保育園に通わせていますが、小学校に行くようになったら、放課後どのようにしたらよいかわかりません。学童も遅くまで面倒を見てもらえないだろうし…。地域で子育ての手伝いをしてくれる人と紹介してもらえる制度があれば良いと思う。(住民アンケート)
- 医療サービスとの連携が必要である。(団体アンケート)
- 支援者がサービス利用の必要性を感じても、本人が拒否している場合には利用に結びつかない。(団体アンケート)
- 個人情報流れにくくなっていて、必要な人に支援がいかないと感じる。積極的な支援をするためのしくみづくりが大切なのではと思う。クリニックや病院などとの連携や、市および保健所などの協力が必要である。(団体アンケート)

■日常生活で感じる悩みや不安の内容（複数回答 n = 917）【上位3項目】
（住民アンケートより）



■支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちがいるか
（単数回答 n = 28）（団体アンケートより）



<目指す方向性>

地域住民・関係機関・団体と連携し、地域全体での福祉情報を共有し、支援を必要とする人へ適切なサービスが提供される体制づくりを目指します。

＜市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割＞

<p>●市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉・医療の関係機関の連携を強化し、障害や介護といったニーズだけでなく、在宅医療[※]に絡んだニーズも包括した、一体的なサービスが提供できるよう、支援体制を検討します。 ・高齢者、障害のある人、子育て等の各福祉分野別の個別計画に基づき、福祉サービスの充実に努めます。 ・生活困窮者[※]への支援の充実に努めます。 ・福祉や生活に関する窓口として、市役所をはじめ、地域包括支援センター、地域子育て支援センター[※]、地域生活支援センター[※]などの専門機関のほか、地域の身近な相談窓口として活動している民生委員・児童委員との連携を強化し、相談者にあった適切なサービス提供を促進します。 ・福祉サービスのガイドブックについてよりわかりやすくするため、福祉サービスの総合案内誌の作成について検討します。 ・福祉サービスや制度に関する講座等を開催し、市民の福祉サービス・制度理解の促進を図ります。
<p>●地域住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報へのアンテナを常に張り、市の広報誌やパンフレット等の福祉情報を見落とさないよう努めます。 ・隣近所の人たちと、福祉サービスの情報を共有します。 ・身近に支援を必要とする人がいれば、民生委員・児童委員や関係機関に連絡し、適切なサービス利用に結び付けます。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体間の相互連携を促進し、地域の福祉情報の共有化を図ります。 ・活動を通じて支援を必要とする人を見つけたら、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、適切なサービス利用に結び付けます。 ・福祉サービスメニューの充実と質の向上に努めます。

施策3-4. ひとにやさしい生活環境の充実

【現状と課題】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、福祉サービスなどとともに、道路、公共施設、住環境や交通移動環境のユニバーサルデザイン^{*}化など、生活をとりまく総合的な環境の整備が不可欠です。

住民懇談会において、「生活道路の状況」「子どもたちが安心して遊べる公園などの整備」「高齢者の移動手段としてのバス路線」「交通事故に関する不安」など、生活環境に関わるさまざまな課題が指摘されています。

子どもから高齢者、障害のある人等誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、福祉サービスとともに、道路、公共施設、住環境等のユニバーサルデザイン化が求められています。

地域住民や関係機関・団体の意見

- 町内の道路状況が悪いと思う。(住民懇談会)
- バス路線の廃止・お店の閉店によって、高齢者が買い物や通院に不自由を感じている。(住民懇談会)
- 自分が買い物に行く時、ついでに必要なものを買って来てあげる。(住民懇談会)
- 地域内の交通量が多くなり、交通事故が心配。(住民懇談会)
- 子どもが安心して遊べる場所(公園等)が少ない。(住民懇談会)
- 子どもたちが安全に遊べる公園をつくってもらいたい。(住民アンケート)
- 市の行事に出席したくても交通手段が不便。市のバスをもっとわかりやすく便利にしていただけたらと思います。(住民アンケート)

<目指す方向性>

全ての市民が安心して地域で暮らし続けていけるよう、多くの人が利用する公共施設や道路・歩道等のユニバーサルデザイン化を検討し、誰もが安全に地域活動^{*}に参加できるような環境づくりを推進します。

<市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割>

<p>●市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設、公営住宅のユニバーサルデザイン[※]化を進め、ひとにやさしい施設整備を推進します。 ・ 道路や歩道等のユニバーサルデザイン化を進め、交通安全施設[※]等交通環境の整備を進め、誰もが安心して移動できる生活環境づくりを推進します。 ・ 公園の整備および充実化を図ります。 ・ 交通弱者[※]にとって重要な移動手段であるバス路線の維持や、デマンド交通[※]の運行を実施し、移動手段を確保します。
<p>●地域住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子などでの通行が困難な箇所を見つけたら、市に知らせます。 ・ 公共交通機関を積極的に活用します。 ・ 障害のある人などに対して、歩道の横断や階段の移動時など、ちょっとした手助けを積極的に行います。
<p>●関係機関・団体の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子などでの通行が困難な箇所を見つけたら、市に知らせます。 ・ 公共交通機関を積極的に活用します。 ・ 地域で外出支援の介助ができるボランティアを育成します。

施策3-5. 生きがい・健康づくりの推進

【現状と課題】

生きがい・健康づくりについては、市民の大きな関心があることがアンケート結果で示されました。

住民アンケートでは、「地域住民が取り組むべき課題や問題として、どのようなものがあるか」の問いに対し、「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」が上位に挙がっています。

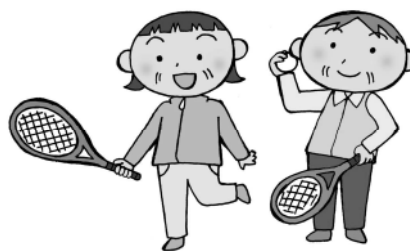
本市では、中央公民館をはじめとした各地区公民館等の主催による、高齢者講座[※]・成人講座・女性講座などの学習会や趣味の活動クラブを開催しています。これらの講座等への参加や、地域での活動に新たに参加することは、社会参加や生きがいへとつながります。

また、住民アンケートで、毎日の暮らしの中での悩みや不安について「自分や家族の健康に関すること」が約6割と最も高く、年代別にみると20代以外のすべての年代で上位となっており、市民の健康に関する関心の高さがうかがえます。本市では、健康づくりの講座や健康相談[※]および特定健診[※]等を実施していますが、健康管理は、個人による普段からの生活の管理と定期的な健康診断が重要になります。

今後、高齢化が進み、高齢者の健康問題は本人や家族にとって、ますます課題となっていくことが予測され、在宅医療[※]や在宅介護[※]の充実が必要となります。

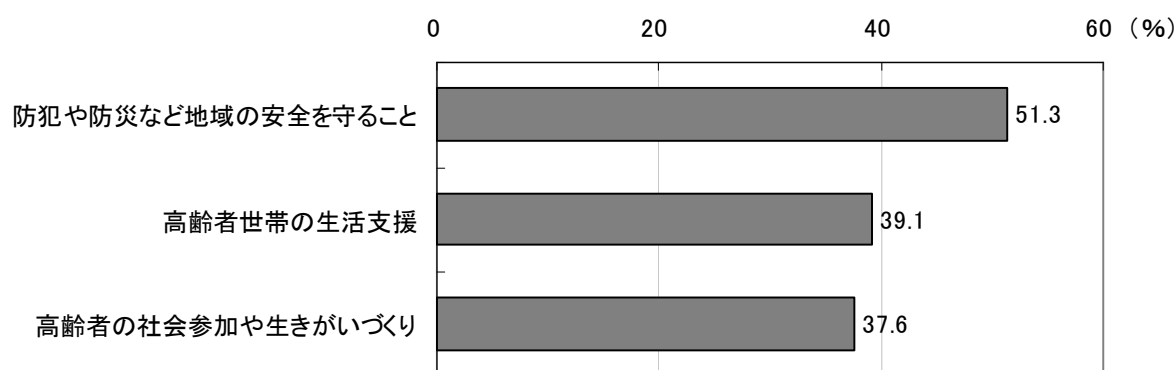
地域住民や関係機関・団体の意見

- 健康年齢を高める努力（筋力アップ）。（住民懇談会）
- サロンなど、高齢者のコミュニケーションを図れる場所の提供。（住民懇談会）
- 地域の活動や子育てを支援する活動等について、元気のある高齢者の活用を図る。（住民アンケート）
- ふれあい生き生きサロンの設置促進と活動支援（高齢者等、地域の憩いの場所づくり）。（団体アンケート）
- 医療サービスとの連携が必要である。（団体アンケート：再掲）



■地域住民で取り組むべき課題や問題（複数回答 n = 917）【上位3項目】

（住民アンケートより）



<目指す方向性>

老人クラブ活動や、市民総合大学[※]をはじめとする各種生涯学習プログラム[※]等を通じて、市民の生きがいがづくり活動の充実を図ります。

生活習慣の改善、介護予防[※]に向けた各種健康づくり活動や、自主グループによる筋力アップ教室[※]など、さまざまな機会に気軽に健康づくりに取り組めるよう支援を充実します。

<市・地域住民・関係機関・団体それぞれの役割>

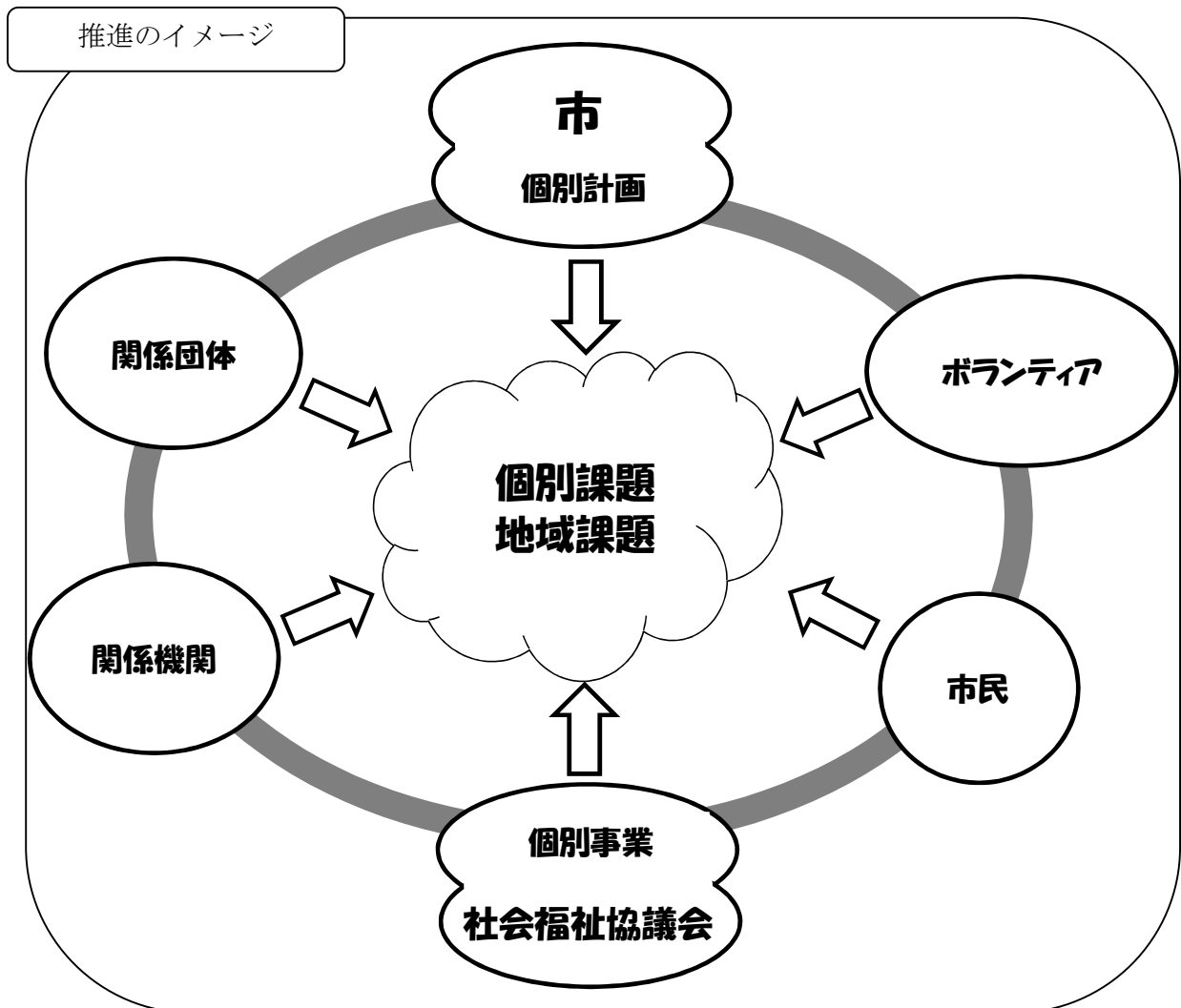
●市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各公民館の生涯学習による地域と連動した取り組みを実施します。 ・地域での日ごろの付き合いを生かした、老人クラブ等と連携した高齢者の見守り活動を推進します。 ・健康づくり講座[※]や各種健診を実施します。 ・サロンでの健康づくり活動の支援を行います。 ・介護予防を推進します。 ・救急医療の充実を図るため、在宅当番医制[※]、休日急患診療所[※]、病院群輪番制病院[※]、年末年始の休日歯科診療[※]等を実施します。 ・安全、安心な在宅医療[※]を推進するための環境づくりを進めます。
●地域住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の趣味の活動に積極的に参加します。 ・地域の健康づくり活動に積極的に参加します。 ・かかりつけ医等をもつようにします。 ・適度な睡眠や食事、運動など、健康管理に気を配ります。
●関係機関・団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が気軽に参加できる生きがいがづくり活動を支援します。 ・地域住民が気軽に参加できる健康づくり活動を支援します。 ・健康づくり・生きがいがづくり活動を推進するボランティアを養成します。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

1. 計画の推進

地域福祉は、市をはじめ、担い手となる市民、関係機関・団体が互いの特性や能力を發揮し、連携・協力しながら推進していきます。



2. 計画の周知

地域福祉を推進するためには、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なPR媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。

3. 計画の点検評価

本計画については、市福祉部社会福祉課を中心とした庁内横断的な報告や協議の場を必要に応じて設定し、進行管理や進捗状況の把握等、庁内の共通認識を図りながら計画を実施していきます。

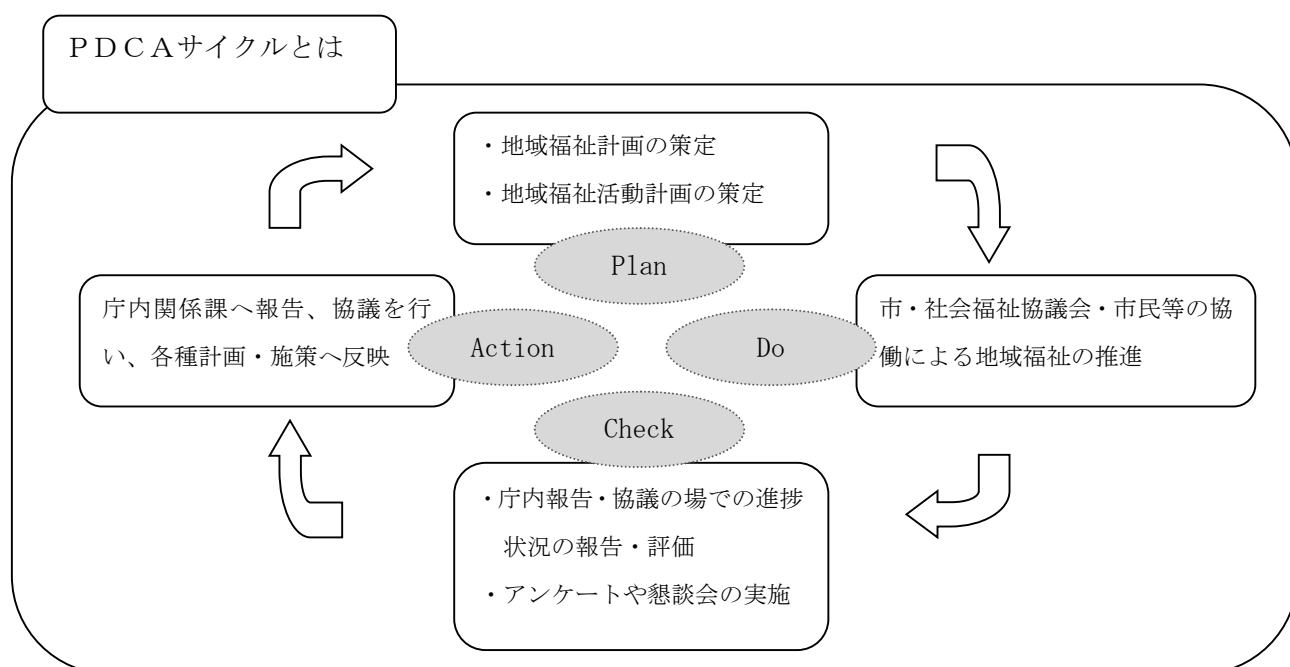
また、市民、関係機関・団体にアンケートや懇談会等を本計画の期間内（中間年以降）に実施し、次期計画策定に反映します。

なお、計画の点検評価については、PDCAサイクル※に基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れのことであり、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

また、各個別の計画で実施している具体的な施策については、本計画に基づいたそれぞれの個別計画の進行管理の中で進めていきます。

進行管理と評価について

	市・社会福祉協議会	市民参加のプロセス
平成26年度	進行管理・進捗状況の報告	計画の実行
平成27年度	進行管理・進捗状況の報告	計画の実行
平成28年度	中間評価・進行管理・進捗状況の報告	中間評価（住民懇談会）
平成29年度	進行管理・進捗状況の報告 第2期計画策定の準備	第2期計画策定委員会発足 住民・団体アンケート
平成30年度	最終評価・進行管理・進捗状況の報告 第2期計画の策定	最終評価（住民懇談会）



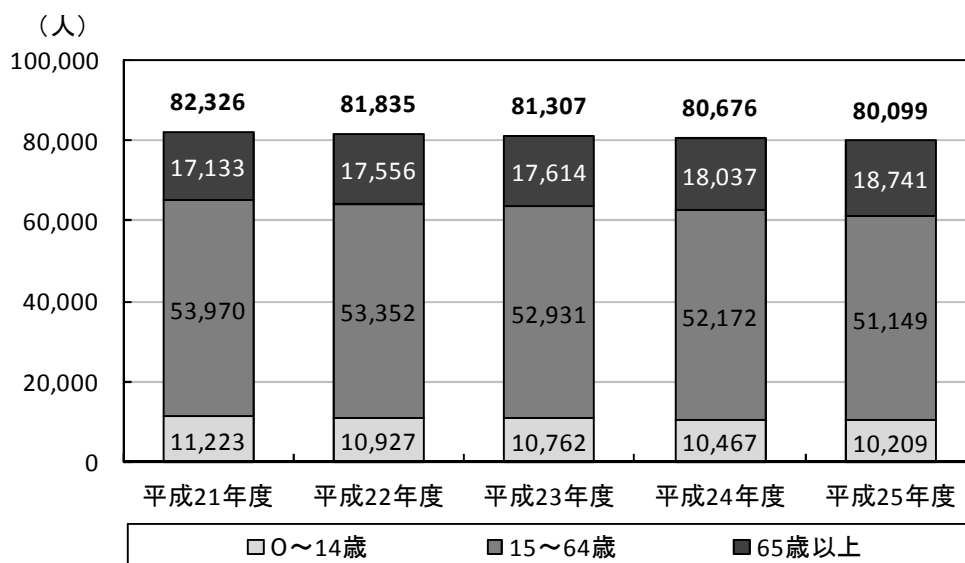
資料編

第1節 統計データ

1. 人口や世帯等の状況

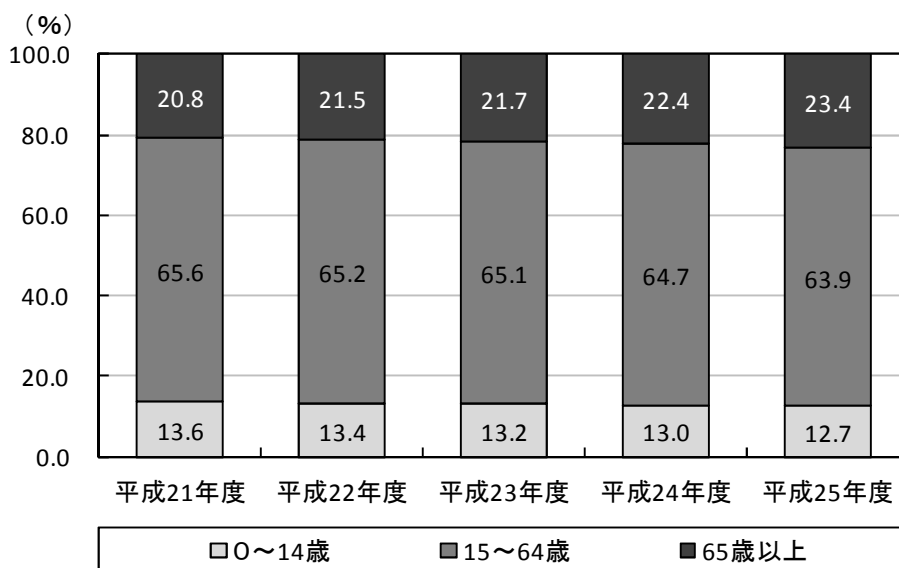
総人口と年齢三区分別人口をみると、総人口は年々減少しており、平成25年度で80,099人となっています。また、年齢三区分別人口では、65歳以上の人口比が上昇しています。

■総人口と年齢三区分別人口の推移



資料：市民課（各年4月1日現在）

■年齢三区分別人口比の推移

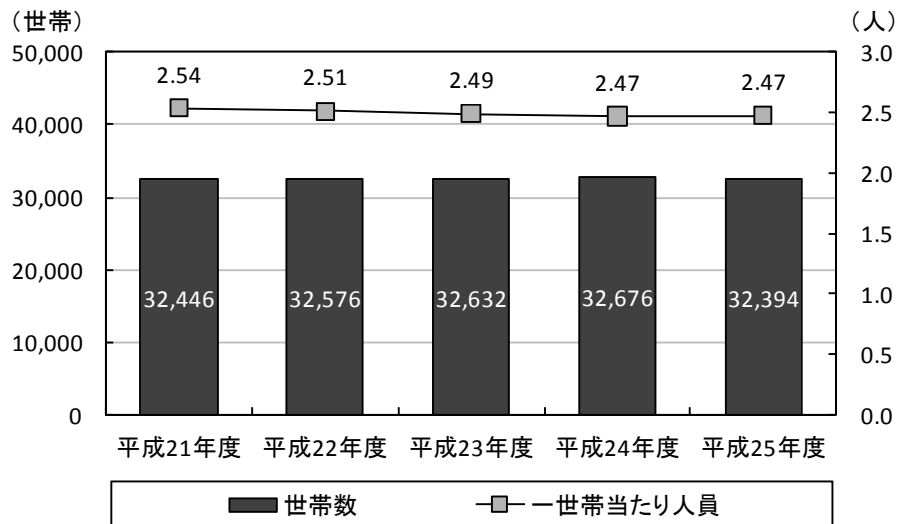


資料：市民課（各年4月1日現在）

世帯数および一世帯当たり人員をみると、平成21年度から平成25年度にかけて、世帯数はほぼ横ばいですが、一世帯当たり人員は減少傾向にあります。

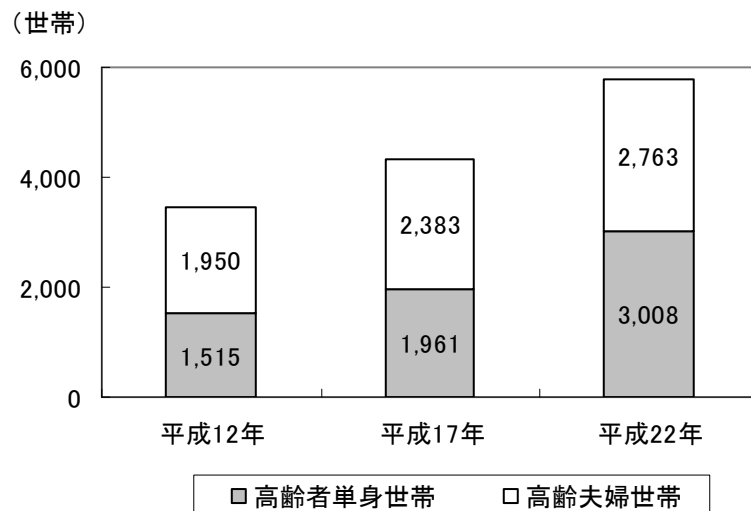
また、高齢者世帯の推移をみると、平成12年から平成22年にかけて高齢者単身世帯と高齢夫妻世帯ともに増加傾向にあります。

■世帯数および一世帯当たり人員の推移



資料：市民課（各年4月1日現在）

■高齢者世帯の推移

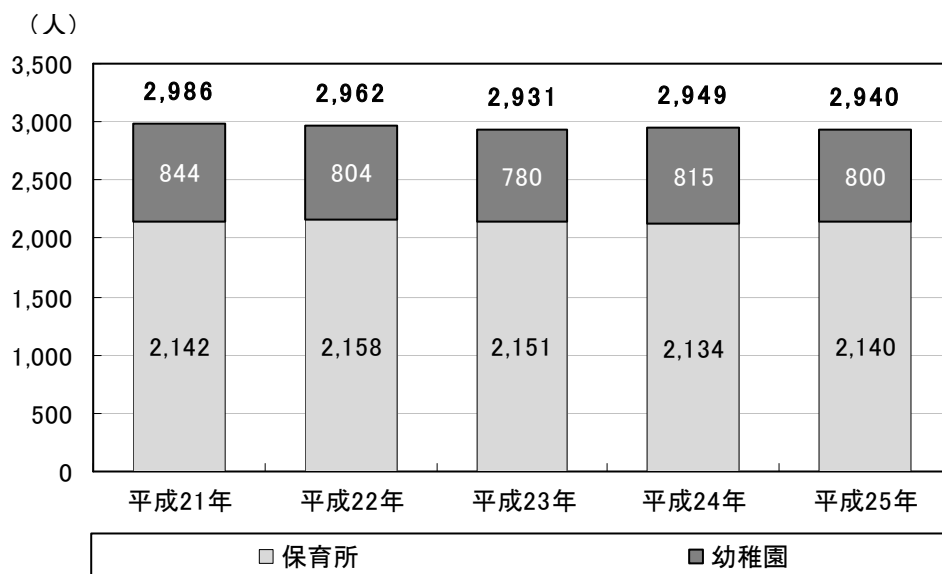


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

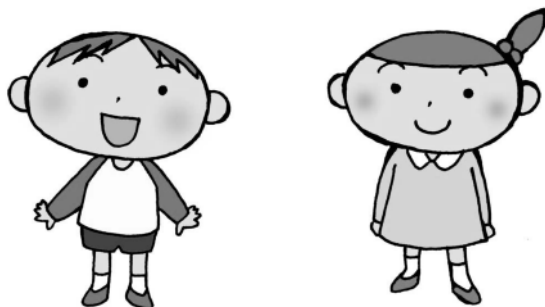
2. 子どもの状況

保育所・幼稚園の園児数をみると、平成21年から平成25年にかけて、保育所園児数・幼稚園園児数ともにほぼ横ばいとなっています。

■保育所・幼稚園の園児数の推移



資料：保育所は子育て支援課（各年3月1日現在）
幼稚園は学校基本調査（各年5月1日現在）

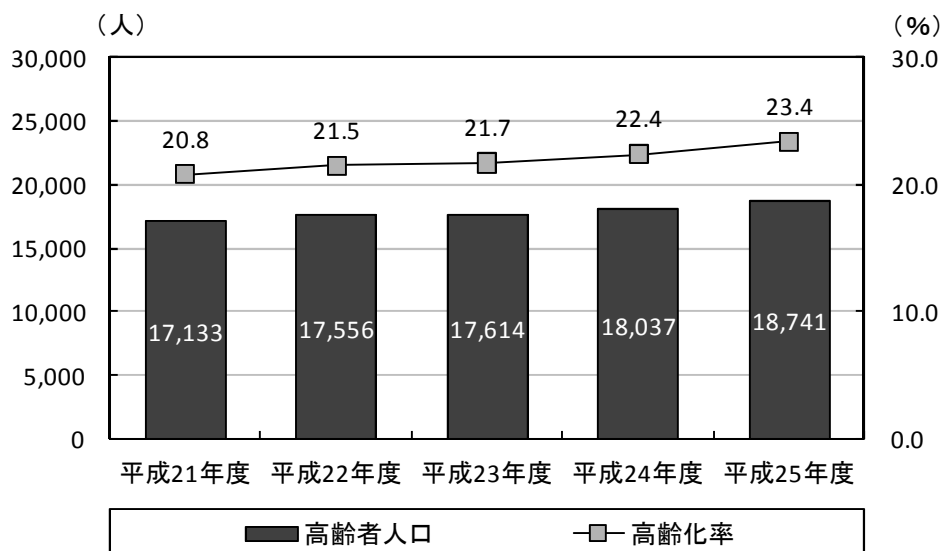


3. 高齢者の状況

高齢者人口と高齢化率をみると、ともに年々増加しており、平成25年度で高齢者人口が18,741人、高齢化率が23.4%となっています。

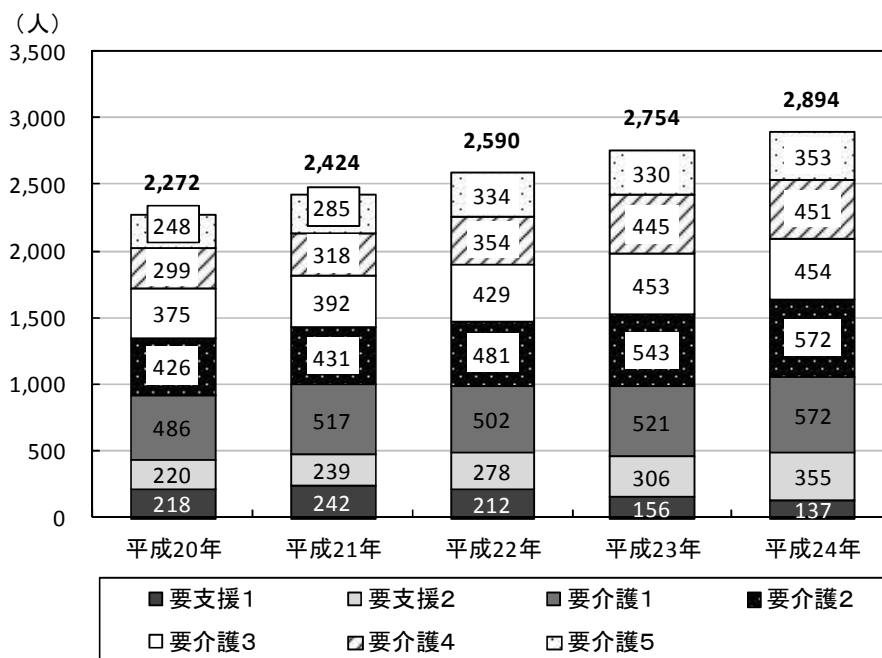
要介護認定者をみると、年々増加しており、平成24年で2,894人となっています。

■高齢者人口および高齢化率の推移



資料：市民課（各年4月1日現在）

■要介護認定者数の推移

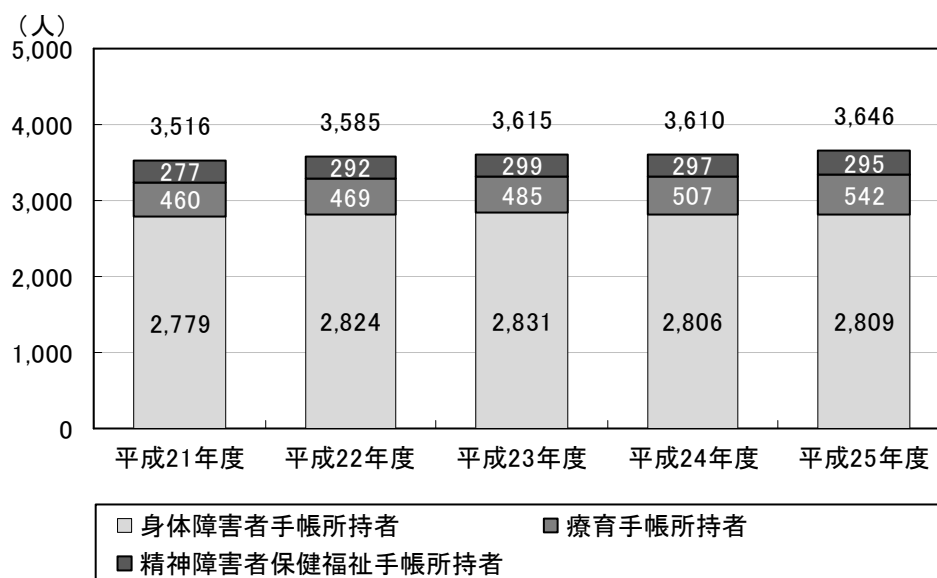


資料：介護保険事業報告書（各年10月末現在）

4. 障害のある人の状況

障害のある人の状況では、平成21年度から平成25年度にかけて身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばい傾向ですが、療育手帳*所持者数が増加しています。

■各障害者手帳所持者数の推移

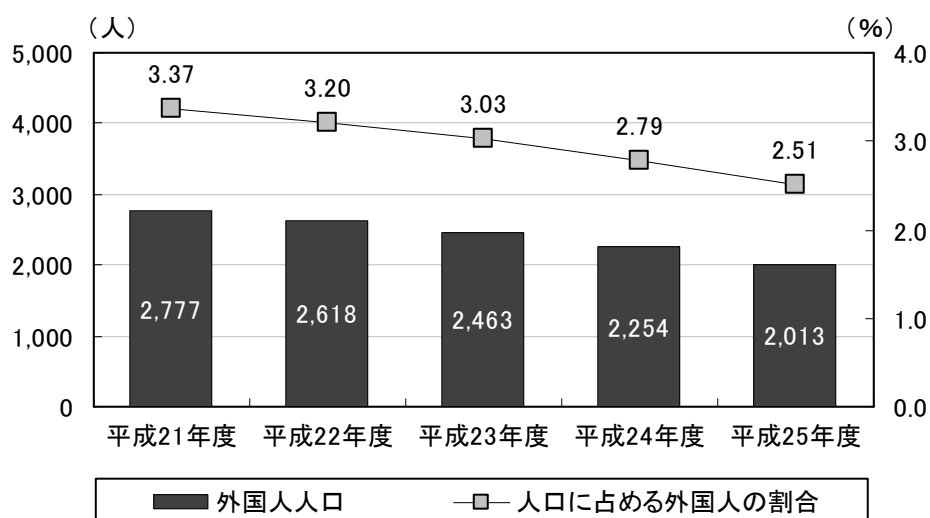


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

5. 外国人の状況

外国人人口をみると、年々減少傾向にあり、平成25年度で2,013人、人口に占める外国人の割合は2.51%となっています。

■外国人人口および人口に占める外国人の割合の推移

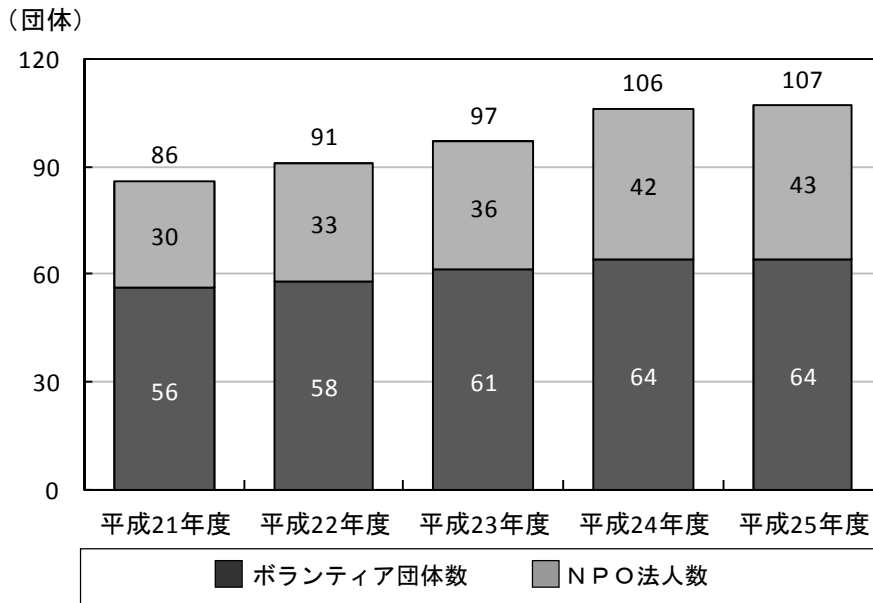


資料：市民課（各年4月1日現在）

6. 地域の状況

ボランティア団体[※]数とNPO法人[※]数をみると、平成21年度から平成24年度にかけて増加傾向にあります。平成24年度以降はほぼ横ばいで、平成25年度で107団体となっています。

■ボランティア団体数とNPO法人数の推移

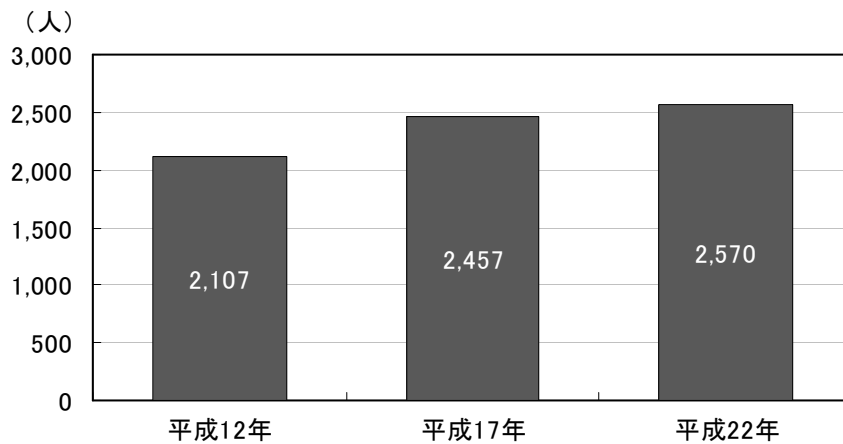


資料：本庄市社会福祉協議会（各年4月1日現在）
埼玉県共助社会づくり課

7. 完全失業者数の状況

完全失業者数をみると、平成12年から平成22年にかけて増加傾向となっています。

■完全失業者数の推移

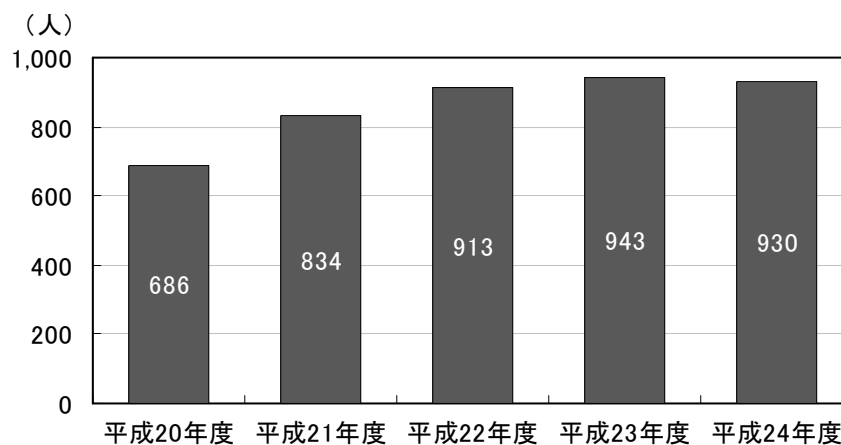


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

8. 生活保護受給者数の状況

生活保護受給者数をみると、平成20年度から平成22年度にかけて急増していますが、平成23年度は微増、平成24年度はほぼ横ばいとなっています。

■生活保護受給者数の推移

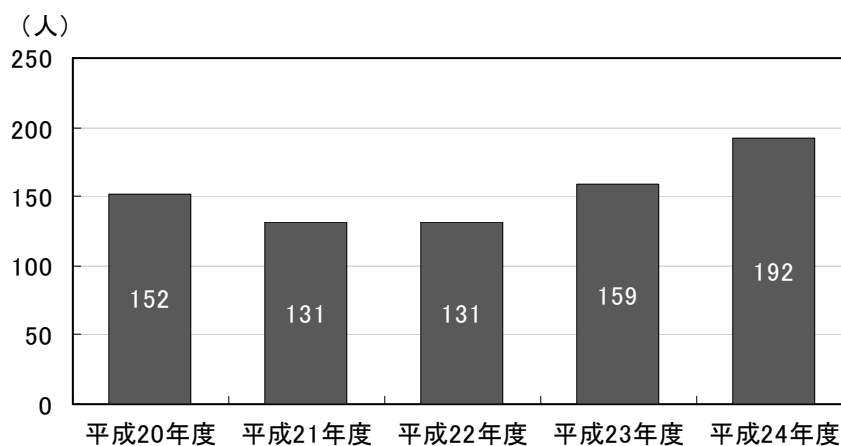


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

9. 消費生活相談件数の状況

消費生活相談件数をみると、平成20年度から平成21年度にかけて減少したものの、平成22年度から平成24年度にかけては増加傾向にあります。

■消費生活相談件数の推移



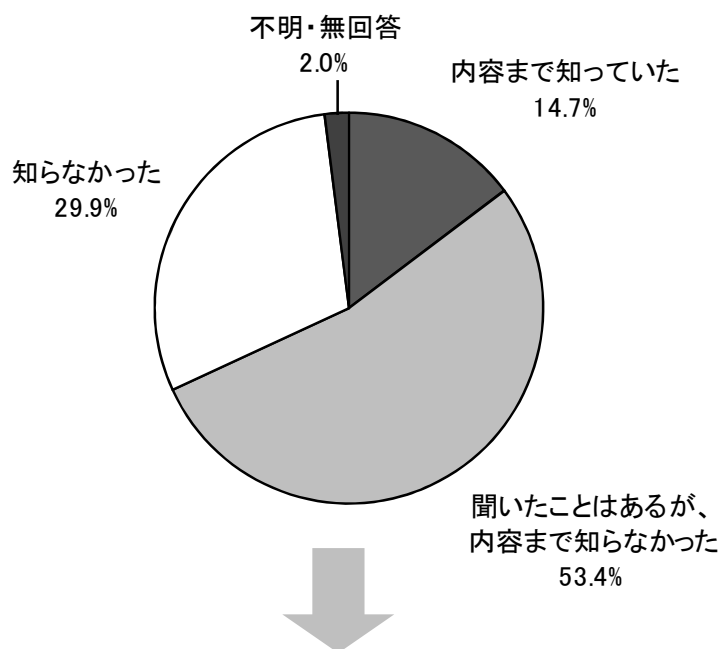
資料：商工課（各年3月31日現在）

第2節 住民アンケート調査から

(1) 地域福祉について

「地域福祉」の認知度については、「聞いたことはあるが、内容まで知らなかった」が53.4%と最も高く、次いで「知らなかった」が29.9%、「内容まで知っていた」が14.7%となっています。特に、20～40歳代で「知らなかった」が高くなっています。

■ 「地域福祉」の認知度（単数回答 n=917）

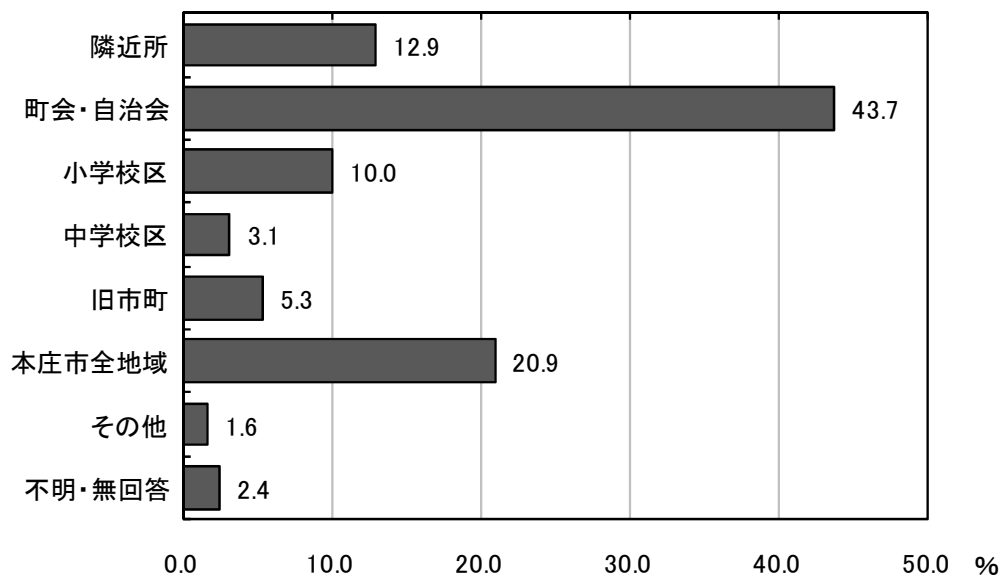


【年代別】

単位：%	内容まで知っていた	聞いたことはあるが、内容まで知らなかった	知らなかった	不明・無回答
20歳代 (n=60)	8.3	60.0	31.7	-
30歳代 (n=110)	10.9	40.0	48.2	0.9
40歳代 (n=132)	9.1	51.5	38.6	0.8
50歳代 (n=168)	16.7	53.6	28.0	1.8
60歳代 (n=201)	13.9	54.7	28.4	3.0
70歳以上 (n=235)	20.4	58.3	18.7	2.6

「地域」という言葉からイメージされる領域については、「町会・自治会」が43.7%と最も高く、次いで「本庄市全地域」が20.9%、「隣近所」が12.9%となっています。

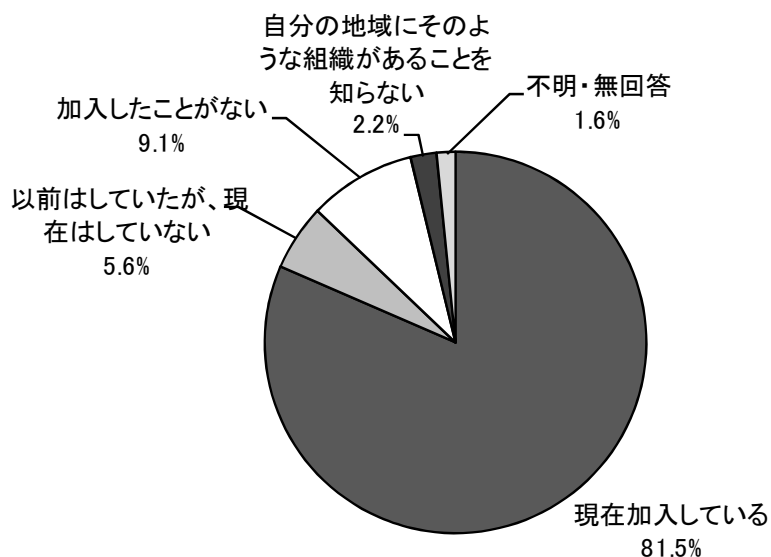
■地域とは（単数回答 n = 917）



(2) 隣近所との関わりについて

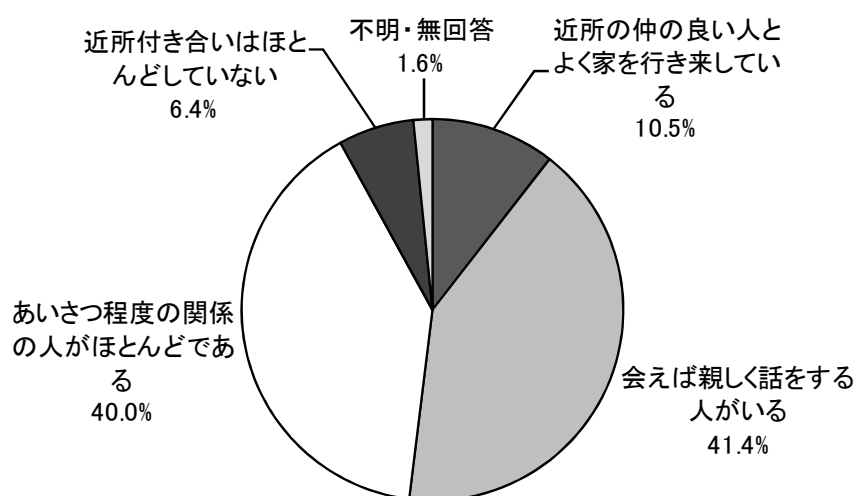
町会や自治会の加入状況については、「現在加入している」が81.5%と最も高く、次いで「加入したことがない」が9.1%、「以前はしていたが、現在はしていない」が5.6%となっています。

■町会や自治会の加入状況（単数回答 n=917）



近所付き合いの程度については、「会えば親しく話をする人がいる」が41.4%と最も高く、次いで「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が40.0%、「近所の仲の良い人とよく家を行き来している」が10.5%となっています。

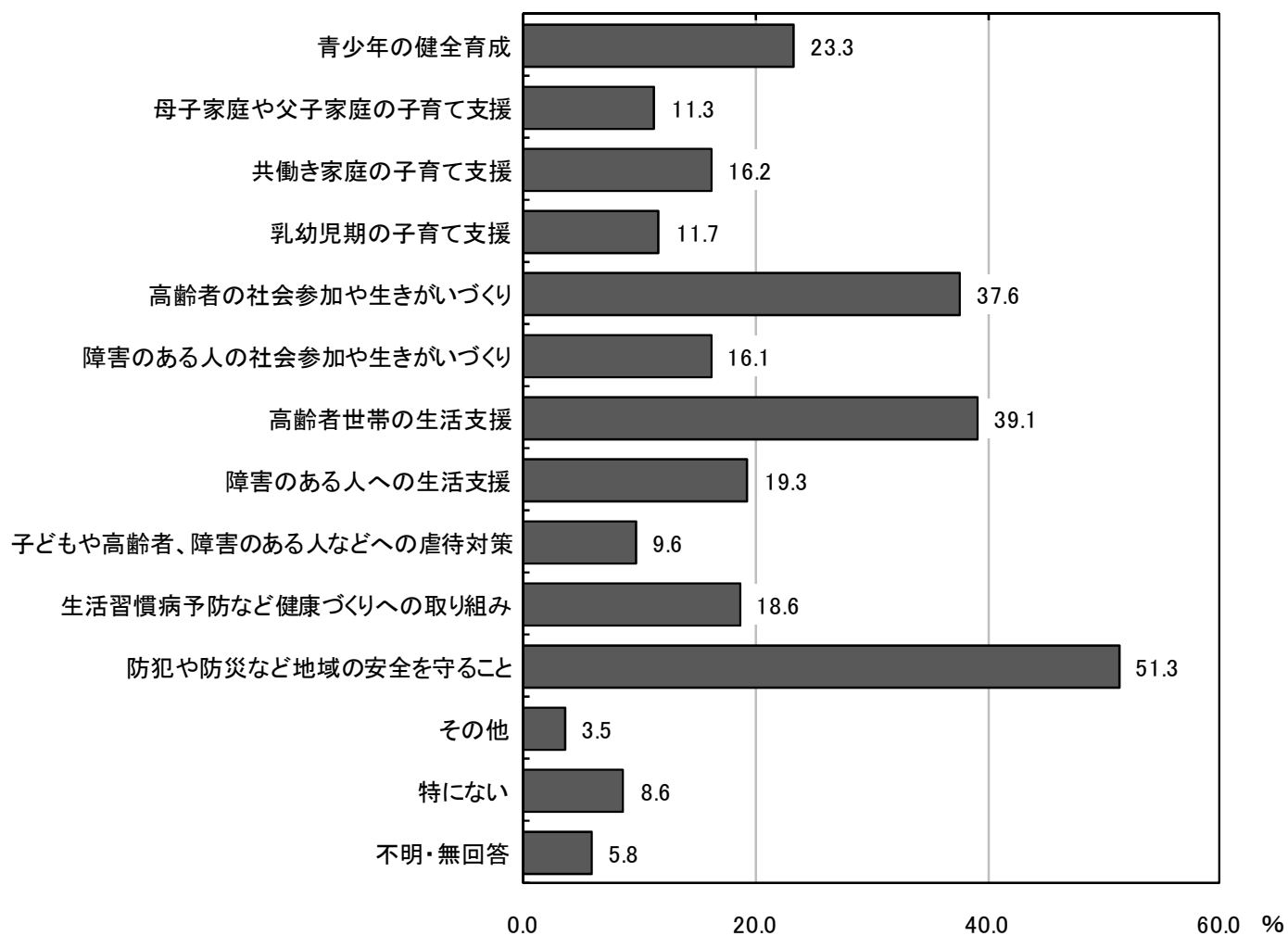
■近所付き合いの程度（単数回答 n=917）



(3) 地域で取り組むべき課題や問題について

身近な地域で、地域住民が取り組むべき課題や問題については、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が51.3%と最も高く、次いで「高齢者世帯の生活支援」が39.1%、「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」が37.6%となっています。

■身近な地域で、地域が取り組むべき課題や問題（複数回答 n=917）



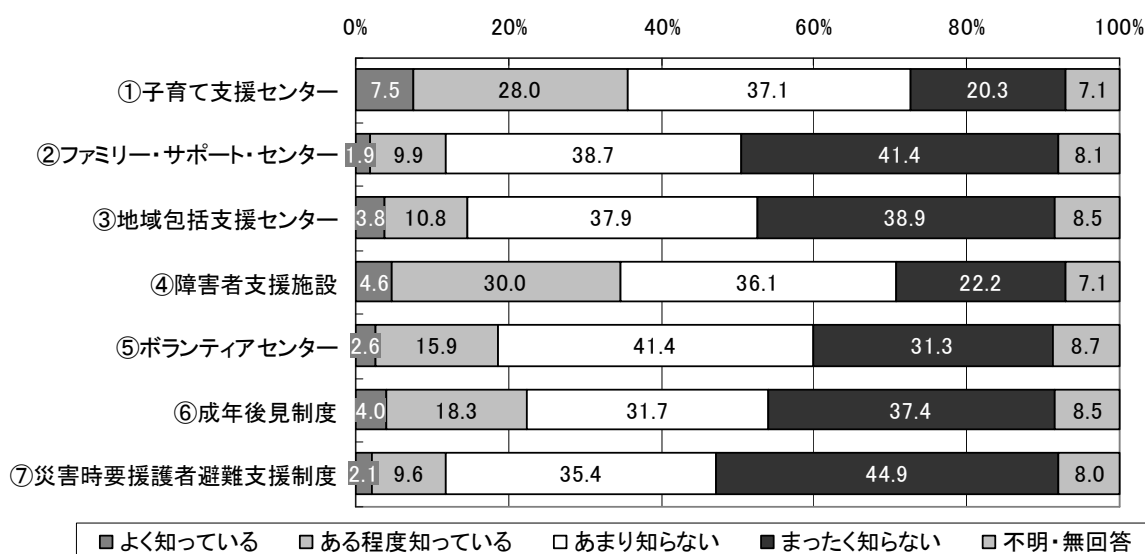
(4) 各団体や機関の認知度について

各団体や機関の認知度については、すべての項目の回答において「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた『知らない』が「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』を上回っています。

『知っている』では、「①子育て支援センター※」が35.5%と最も高く、次いで「④障害者支援施設※」が34.6%、「⑥成年後見制度※」が22.3%となっています。

『知らない』では、「⑦災害時要援護者避難支援制度※」が80.3%と最も高く、次いで「②ファミリー・サポート・センター※」が80.1%、「③地域包括支援センター※」が76.8%となっています。

■各団体や機関の認知度（単数回答 n=917）

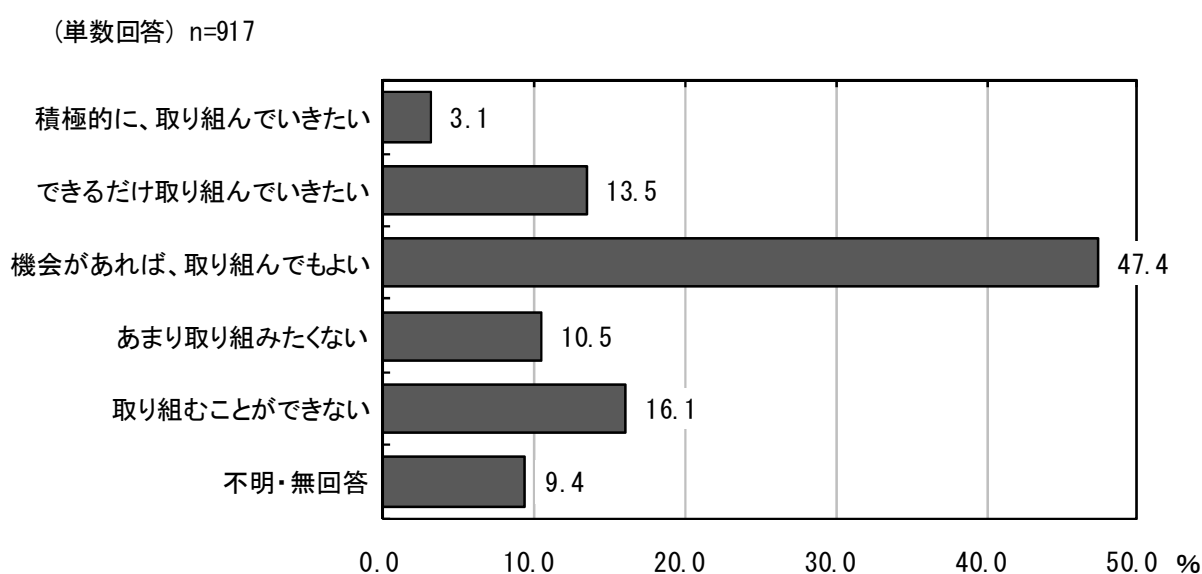


(5) 地域活動*やボランティア活動、各種の支援活動等への取り組み意向について

今後の地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等の取り組み意向については、「機会があれば、取り組んでもよい」が47.4%と最も高く、次いで「取り組むことができない」が16.1%、「できるだけ取り組んでいきたい」が13.5%となっています。

「積極的に取り組んでいきたい」「できるだけ取り組んでいきたい」「機会があれば、取り組んでもよい」を合わせた『取り組む意向あり』では、6割強となっています。

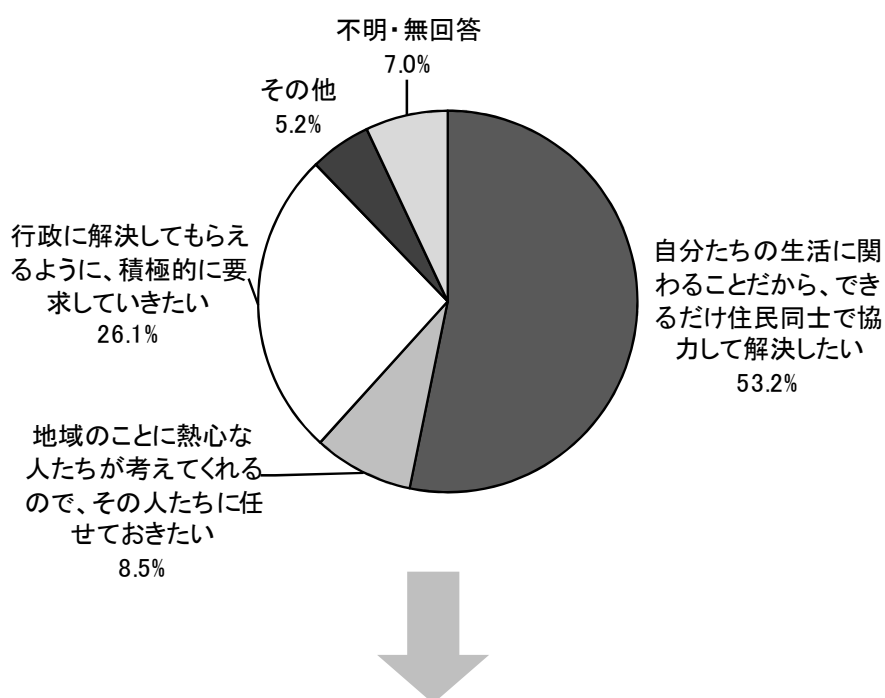
■地域活動やボランティア活動、各種の支援活動等への取り組み意向（単数回答 n=917）



(6) 日常生活の中で起こる問題の解決方法について

日常生活で起こる問題の解決方法については、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が53.2%と最も高く、次いで「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が26.1%、「地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい」が8.5%となっています。特に、50～60歳代で「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が約6割と高くなっています。

■日常生活の中で起こる問題の解決方法（単数回答 n=917）



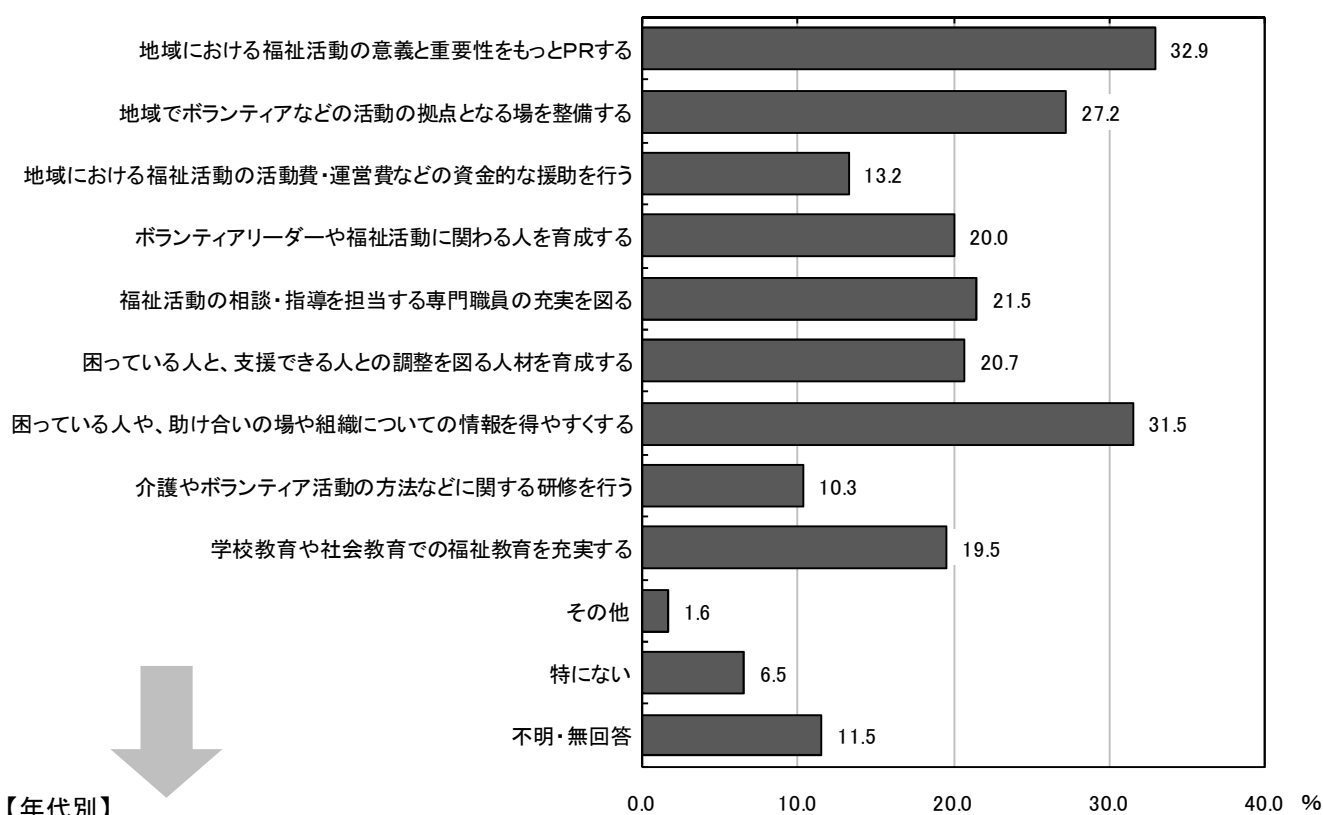
【年代別】

単位：%	自分たちで協力して解決したい	地域の人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい	行政に積極的に要求したい	その他	不明・無回答
20歳代 (n=60)	53.3	13.3	25.0	6.7	1.7
30歳代 (n=110)	45.5	10.9	35.5	1.8	6.4
40歳代 (n=132)	49.2	9.1	31.8	8.3	1.5
50歳代 (n=168)	60.1	8.3	20.8	7.7	3.0
60歳代 (n=201)	59.2	3.5	26.9	5.5	5.0
70歳以上 (n=235)	48.9	10.6	21.7	3.0	15.7

(7) 助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについて

助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が32.9%と最も高く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が31.5%、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が27.2%となっています。特に、20歳代で「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、30歳代で「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」、40歳代で「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」がそれぞれの年代で最も高くなっています。

■助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと（複数回答 n=917）



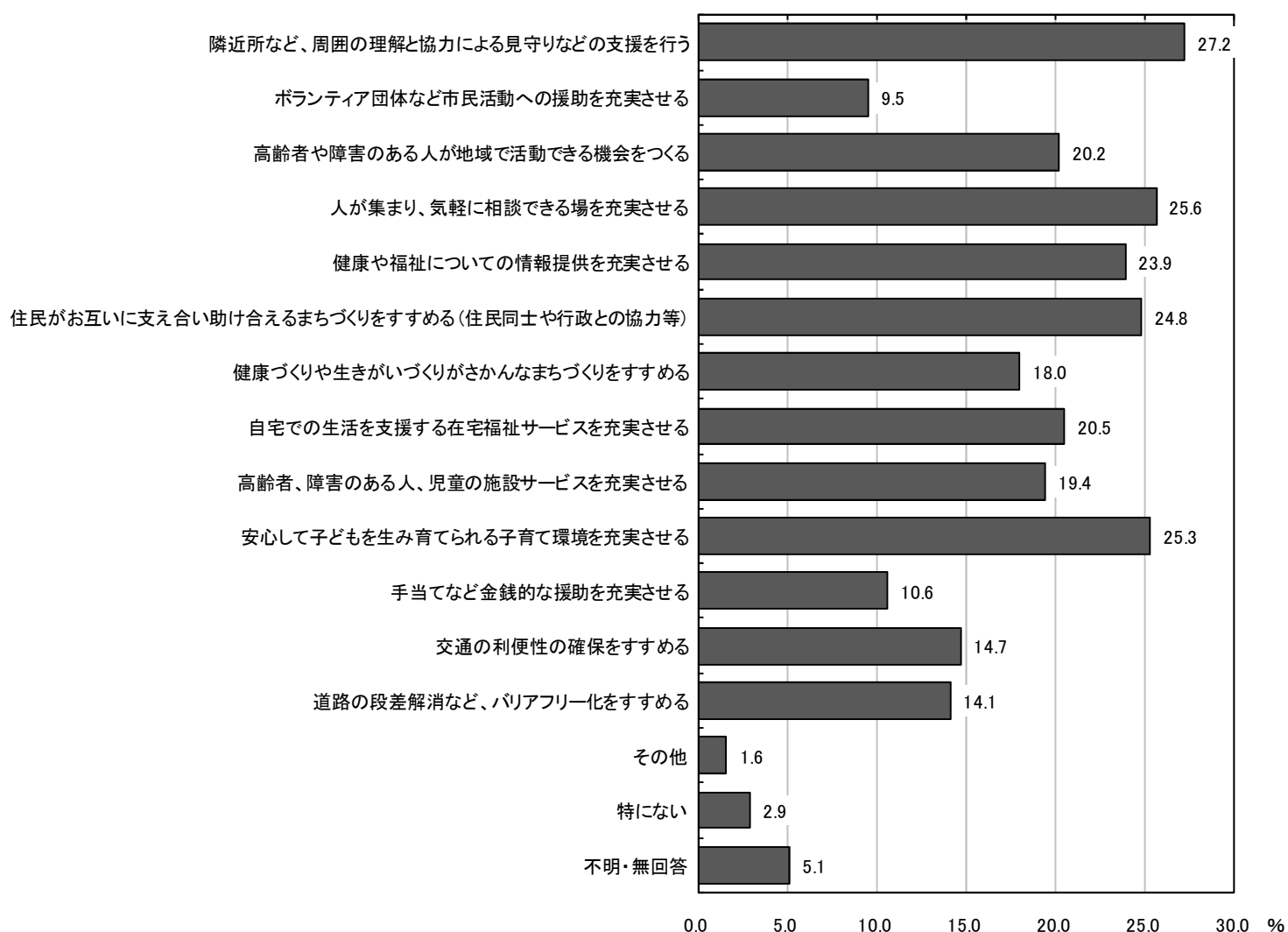
【年代別】

年代別	地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする	地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する	地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う	ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する	福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る	困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する	困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする	介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う	学校教育や社会教育での福祉教育を充実する	その他	特にない	不明・無回答
20歳代 (n=60)	50.0	23.3	15.0	15.0	16.7	16.7	41.7	15.0	33.3	3.3	6.7	3.3
30歳代 (n=110)	25.5	29.1	12.7	14.5	19.1	24.5	36.4	5.5	28.2	0.9	5.5	9.1
40歳代 (n=132)	29.5	41.7	18.2	18.2	26.5	25.8	31.8	12.1	22.7	2.3	5.3	3.0
50歳代 (n=168)	33.3	31.5	13.7	23.2	23.2	22.6	36.3	11.9	20.2	3.0	7.1	7.7
60歳代 (n=201)	36.3	26.4	11.9	23.9	18.9	22.9	28.9	10.0	14.9	-	4.0	13.9
70歳以上 (n=235)	31.1	17.4	11.5	18.7	23.0	14.5	25.5	8.1	14.0	1.7	9.8	18.7

（８）本庄市の福祉サービスをより充実していくために、重要と考える取り組みについて

本市の福祉施策を充実するための重要な取り組みについては、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が27.2%と最も高く、次いで「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が25.6%、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が25.3%となっています。

■福祉サービスを充実するために重要な取り組み（複数回答 n=917）



第3節 住民懇談会から

■主な意見

(1) 交流・まとまりについて

<良いところ>

- 住民の方との普段からのお付き合い、お話等、連携が取れていると思う。【本庄東】
- 昔ながらの住民が多く、近所付き合いが和やかである。【中央】
- いきいきサロンの活動が活発である。【秋平】
- 住民のスポーツクラブが多く、知り合う機会も多い。【共和】

<困っているところ>

- 古くから住んでいる人達と、新しく入居した人達のコミュニケーションがない。【本庄西】
- 地域全体が一つになっての交流が少なくなっている。【藤田・仁手】
- 新たに引っ越して来た方が自治会に加入せず、近隣にあいさつもしないため、不明な方がいる。【本庄西】
- 世代間のふれあいの場が少ない。【藤田・仁手】
- 町内の行事に無関心。【本庄西】
- 地域への愛着、住民意識、活動参加等が減退してきている。【本庄西】

<解決策>

- ふだんから挨拶・交流や声掛け、誘い合いをする。【本庄西】
- 高齢者と子ども達がふれあう場をつくる。【本庄西】
- 地域全体で話し合いの場をつくる。【旭】
- 子ども会（PTA）、自治会、老人会、婦人グループなど、年に一度は全体会を開く。【旭】

(2) 道路・交通・移動について

<良いところ>

- 道路が整備され、通行の便が良い。【藤田・仁手】【北泉】

<困っているところ>

- 町内の道路状況悪い。【本庄東】【本庄西】
- 細い道でも交通量が多くて危ない。【旭】
- バス路線の廃止・お店の閉店によって、高齢者が買い物や通院に不自由を感じている。【本庄西】
- 市運営循環バスが利用しにくい。【本庄西】
- 車がないと生活しにくい。【藤田・仁手】
- 自転車の交通マナーが良くない。【中央】【本庄東】

<解決策>

- 近所の人とタクシーを乗り合わせて、買い物に行く。【本庄西】
- 自分が買い物に行く時、ついでに必要なものを買って来てあげる。【本庄西】
- 今の循環バスのコースを見直す。【本庄西】
- 児童や高齢者の交通安全ルールの普及。【秋平】

(3) 高齢者について

<良いところ>

- 多才で知恵をたくさん持っている高齢者の方が多い。【中央】
- 高齢者が子どもの見守りに数多く参加してくれる。【旭】
- 老人会活動で、筋力（転倒予防）体操、神社・公会堂の清掃、懇親のための食事会をしている。【共和】
- 自治会が主役で福祉部が平成24年から始まり、見守りに大変役立っている。【北泉】

<困っているところ>

- 一人暮らし高齢者がどこに住んでいるか把握できていない。【児玉】
- 福祉部を作って高齢者の見守りをしているが、見守りする人が高齢化している。【北泉】
- 近隣との関わりがなく、状況が悪化してから発見される高齢者の家庭が多い。【本庄東】

<解決策>

- 子ども会*、老人会、自治会、民生委員との懇談会を開催する。団体同士との連携も図る。【旭】
- 地域で子ども・高齢者を見守る。【旭】
- 健康年齢を高める努力（筋力アップ）。【秋平】
- 一人暮らし高齢者が増える傾向にあるため、ゴミの収集など近所の人に運んでもらうよう、リボンなどの目印を決めて、自宅の前に出すなど対応し合う。【共和】

(4) 防犯・防災について

<良いところ>

- 災害・事件等なく、住みよい地域である。【中央】
- 通学路にたくさんの防犯ボランティア*がいる。【中央】【本庄南】
- 防犯活動が活発である。【本庄西】【本庄南】

<困っているところ>

- 災害時など、他の人にどこまで手を差しのべて良いか分からない。【共和】
- 防災行政無線の放送が聞きづらい。【旭】【児玉】
- 外灯が少ないので、夕方になると危ない。【金屋】【児玉】【旭】
- 河川の近くの住宅の災害の時の対応の手段があまりわからない。【本庄西】
- 一人暮らしの高齢者が増え、災害時の救出が心配。【本庄西】
- 下校時、保護者でのパトロールをしているが不審者情報があり、不安である。【金屋】

<解決策>

- 地域の危険箇所や照明が切れている等、時々パトロールする。【藤田・仁手】
- 警察等による巡回パトロールの強化。【藤田・仁手】【本庄東】【本庄西】【旭】【児玉】
- 地域における危険箇所をチェック（夜暗い所）。【児玉】
- 自治会を始めとしたボランティア団体*と連携をとり危機管理を行う。【児玉】
- 自治会として災害時の訓練。【共和】【北泉】

(5) 地域活動・ボランティアについて

<良いところ>

- 地域の行事やお祭りなどへの参加活動が活発である。【旭】
- 地域の行事の際、皆が参加する。【本庄東】
- 地域の祭り、運動会等あり、子ども、若い人、高齢者も参加している。【本庄南】

<困っているところ>

- 地域の中にボランティア・コーディネーター*のような機能があれば良いと思う。【中央】
- ボランティア団体*が活動する中核となるセンターが欲しい。【本庄東】
- 自治会役員になる人がいない。【本庄東】
- 福祉ボランティアが少ない。【藤田・仁手】
- 各種団体等の役職になる人がいない。【藤田・仁手】
- 民生委員を受けてくれる人が見つからない。【児玉】

<解決策>

- 自治会・老人会等への積極的参加。【本庄西】
- リーダーの育成。【金屋】
- ボランティアになるべく参加する。【共和】
- 色々な特技を持っている人がいるので、同じ地域で役立てるべく連絡・調整機関を設けても良い。シルバー人材センターと違ったボランティアの方法もあるのでは。【共和】

(6) 生活環境、マナー・モラルについて

<良いところ>

- あいさつがよくされている。【本庄東】【旭】【藤田・仁手】【金屋】【共和】【北泉】
- 運動施設が多くあり、スポーツを楽しむことができる。【本庄西】
- インフラ*が一通り整備されている。【本庄西】
- 静かで落ち着いた住居環境。【旭】
- 地域の一斉掃除や学校の資源回収など、住民協力がたくさんある。【金屋】
- 個性豊かな人々が多い（出身：会社員、公務員、自営業など、経験も豊富）。【北泉】

<困っているところ>

- 外灯が少ない。【金屋】【旭】【中央】
- 小売店の閉店が増えて買物が不便になって来ている。【本庄西】【旭】【藤田・仁手】
- 町内の道路状況悪いと思う。【本庄東】
- 空家、空地が増え、ぶっそうになった。【本庄西】
- 住民の生活モラルが低下している。【本庄西】
- ゴミの不法投棄が多い。【児玉】
- 地域内の交通量が多くなり、交通事故が心配。【北泉】
- 子どもが安心して遊べる場所（公園等）が少ない。【金屋】

<解決策>

- 地域で把握した困りごとの対応策を皆で考えて対策する。【旭】
- 自分でできることは積極的に行う。【秋平】

(7) 子ども・若者について

<良いところ>

- 児童の下校時刻に合わせて見守り活動が行われている。【本庄西】
- 自然が豊かで各家庭の状況が把握でき、見守りがしやすい。【中央】

<困っているところ>

- 下校時、保護者でパトロールをしているが不審者情報があり、不安である。【金屋】
- 子どもの数が少なく、遊び相手がいない。【藤田・仁手】
- 子どもたちが野外で遊べるような場所が少ない。【北泉】
- 自治会で若い人のふれあいの場がない。【北泉】
- 若者が都会に出てしまう。【秋平】
- 核家族化や共働きが増えるため、しっかりと子どもを見てもらえる体制や育児相談などのサポート体制の充実が必要。【本庄南】

<解決策>

- 地域ごとに公園等（運動的な）を作る。【藤田・仁手】
- 地域で子ども・高齢者を見守る。【旭】
- 子ども会*、老人会、自治会、民生委員との懇談会を開催する。団体同士との連携も図る。【旭】
- 子育てや介護等で悩んでいる家庭が気兼ねなく相談できる行政をつくる。【旭】

(8) 施設について

<良いところ>

- 地区内に介護施設があるので、サービスが利用しやすい。【北泉】
- 運動施設が多くあり、スポーツを楽しむことができる。【本庄西】

<困っているところ>

- 近くに公園がない。【児玉】【金屋】
- 地域には福祉施設が少ない。【藤田・仁手】
- 総合的な医療（病院）がほしい。【本庄東】
- 頼りになる医療機関が少ない。【北泉】【本庄南】

<解決策>

- サロンなど、高齢者のコミュニケーションを図れる場所の提供。【藤田・仁手】
- 地域ごとに公園等（運動的な）をつくる。【藤田・仁手】
- 年齢に関わらず、みんなが集まれる場を増やす。【金屋】
- 老後の医療介護体制と救命救急センター医療機関の体制の充実。【北泉】

(9) 情報・相談について

<良いところ>

- 昔から住んでいる人が多いため相談しやすい。【本庄西】

<困っているところ>

- 個人情報という事で情報が入らない。【本庄東】
- お互いの家庭で福祉に関する情報が少ない。【本庄南】
- 民生委員の範囲が広く、誰が担当かわかりにくい。【本庄東】
- 地域の社会的資源（公的制度・ふれあいサロン）に関する情報が少なく、知らない。【旭】

<解決策>

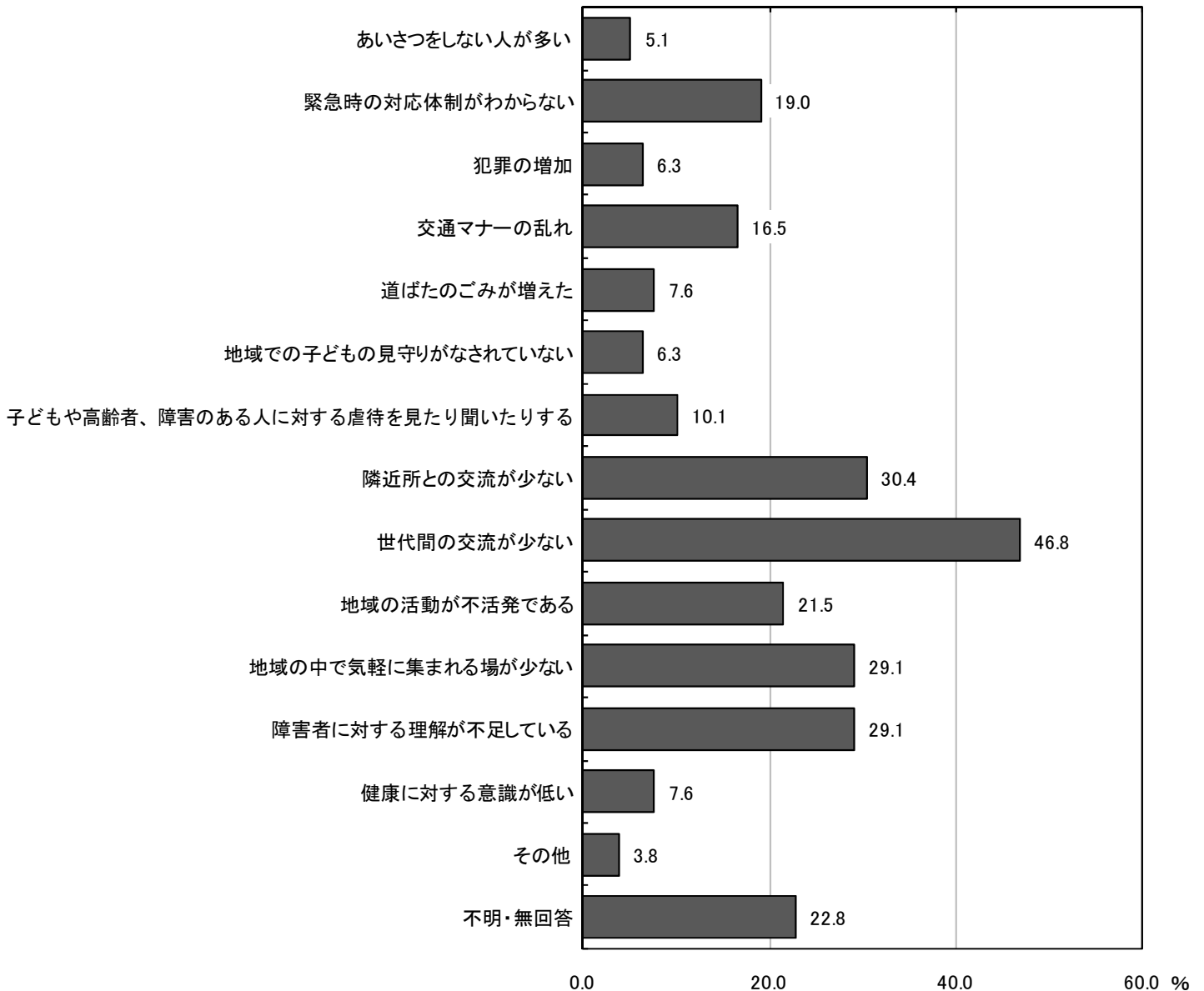
- 回覧・広報等、要領よく簡単に見やすいように。【本庄西】
- 広報など読まない人が多いので、その他の方法で何か伝える方法を検討する。【旭】
- 一人暮らしや高齢者世帯、障害のある人等を地域で把握しておく。【藤田・仁手】
- 地域福祉の啓発活動の充実（地域の人の意識はそれほど高くないので）。【秋平】
- 困っている人の相談相手になる。【秋平】
- 相談窓口などもっと広報紙だけでなくアピールする。【本庄東】
- 自治会と行政の連携。【中央】

第4節 団体アンケート結果から

(1) 活動を行う地域の中で感じる問題点や不足していることについて

活動を行う地域の中で感じる問題点や不足していることは、「世代間の交流が少ない」が46.8%と最も多く、次いで「隣近所との交流が少ない」が30.4%、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」と「障害者に対する理解が不足している」が29.1%となっています。

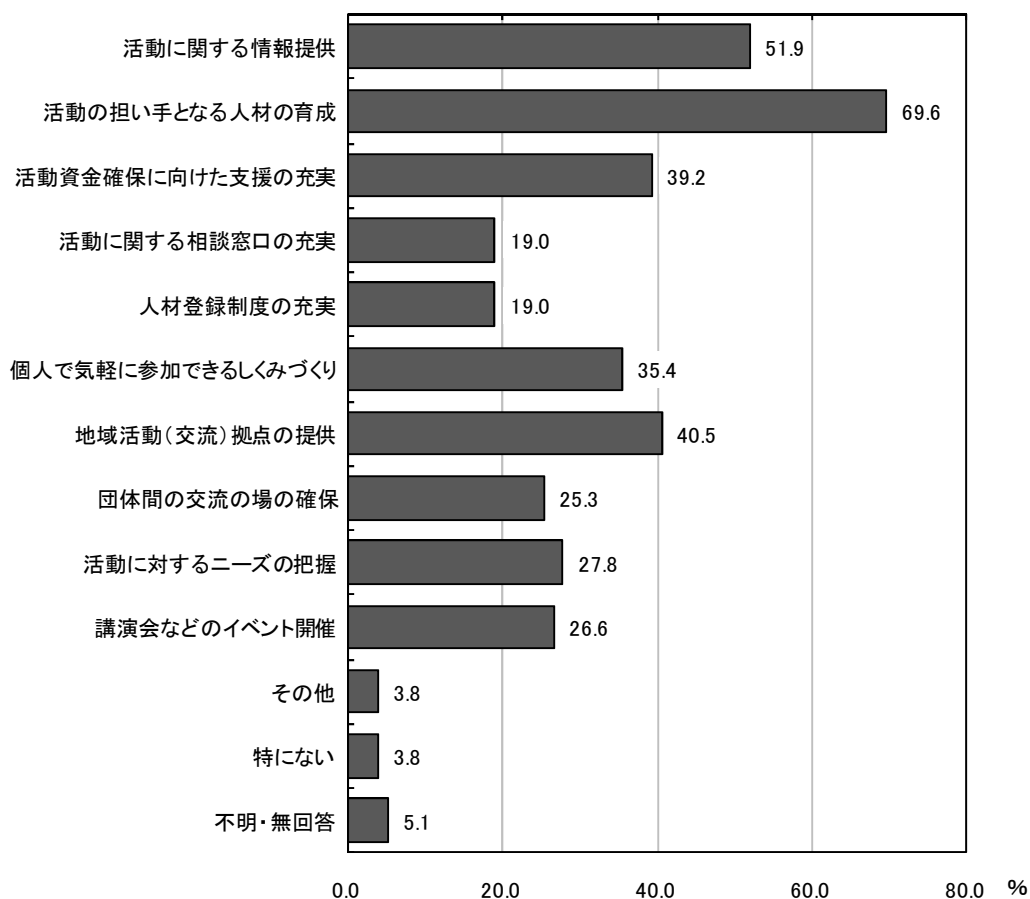
■活動を行う地域の中で感じる問題点や不足していること（複数回答 n=79）



(2) 地域活動*を活性化させるために必要な取り組みについて

地域活動を活性化させるために必要な取り組みは、「活動の担い手となる人材の育成」が69.6%と最も高く、「活動に関する情報提供」が51.9%、「地域活動（交流）拠点の提供」が40.5%となっています。

■地域活動を活性化させるために必要な取り組み（複数回答 n = 79）



第5節 団体ヒアリング結果から

(1) 主な意見について

<福祉教育>

- 仲間や相手を思いやる気持ちを育むためには、子どもの頃からの体験を通じた福祉教育が重要。
- 小さい頃から、障害は何かを学ぶのは大変大事である。障害について学ぶ機会を増やしてもらわないと、活動もしづらい。
- 精神障害に対する世間の偏見が大きい。中等度障害ですし、親御さんも大変。障害はなってみないとわからない。だから、できる限り精神障害の人とのふれあいを通じ理解してもらおうことが一番大事。
- 常日頃から当事者意識をできる限り持つように心がけてもらうことも大切だと思う。

<交流活動>

- 隣近所の交流を図るには、何よりもお互いの理解が必要である。
- 元々いる住民同士は仲がよいが、マンション暮らしの人は我関せずという風潮がある。

<担い手の確保>

- 定年退職した人材の活用（特に市の職員）が重要である。きちんと説明をし、ボランティア等に参加してもらいたい。
- 団体の人材が乏しくなっている。講習会自体への参加者が少ない。やりたいという人の裾野を広げていきたい。
- ボランティアが足りない。ボランティアをしていた人が辞めてしまうと、その後を引き継いでもらう人材の確保が難しい。
- 民生委員の担い手がない。民生委員になってもらう重要性を理解してもらわないといけないし、民生委員の仕事量を減らすなど、民生委員になってもらう環境づくりが課題である。

<ボランティア・地域活動*>

- 早稲田大学のインキュベーションセンターを活用し、ボランティア活動の拠点にできないか。
- 市内で活動している団体やその活動内容がわからない。団体名と活動内容を具体的にPRする必要がある。
- 共助のモデルケースとして「秩父市の「みやのかわ商店街」」がある。県が予算をつけて行った取り組み（ボランティアバンク制度*）。この県が考える共助の考えを踏まえ、本庄市ならではの有償ボランティア制度のシステムづくりが必要である。

- 活動の場所の確保が難しい(なかなか場所がない)。以前使えた場所も使えなくなるなど、地域福祉を進めるうえでは課題ではないだろうか。無料で使える施設が欲しい。
- ボランティアには個人情報の関係で情報が全然入ってこない。その辺りを対応できるよう、地域のことをよく知っている福祉委員のような人を地域に置いて欲しい。

<見守り>

- 認知症*サポーター養成講座などを通じ、認知症をもっと一般の人に知ってもらい、見守りの体制を強化していくべきではないか。
- 地域包括支援センター*では、ケアマネ*により一人暮らし高齢者に対する情報を把握しているが、それぞれの団体がそれぞれで動いているので、情報が共有できていない。こうした情報を市で把握しているのなら、関係団体と連携し、提供を受けた情報に応じ、どこにつなげるべきかの流れや一本化したものが必要である。

<防災・防犯>

- 救急医療情報キット*があることを示すシールがあるが、これを玄関に貼ることで、この家は単身世帯であることを不特定多数の人に知らせてしまうデメリットがあり、何らかの対策が必要である。

<相談・情報>

- 情報(個人情報の関係で入ってこない)を、横の連携で提供して欲しい。
- 働いているお母さん達は、交流の機会がなかなか持てないし、そうした情報も限られているのでは。学童保育所をうまく活用していく方向性も考えられる⇒拠点を活用した情報の発信。
- 本当に困っている人はサロンにも出て来られない。そうした人の相談に少しでもものれば、救い上げられるのかもしれない。
- 本庄市や社会福祉協議会と窓口が複数あり、どちらに相談に行けばいいかわからないこともある。福祉に関する相談窓口の一本化を行い、弱者をできるだけスムーズに助けられる簡素化した組織をつくって欲しい。

第6節 用語集

	用語	内容
あ	インフラ	インフラストラクチャーの略。社会生活を支えるために整備された公共的な仕組み、基盤。
	NPO	民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせずに、さまざまな社会的・公益的な活動を行う団体。
	NPO法人	特定非営利活動法人のこと。特定非営利活動促進法に基づき都道府県から認証を受けたNPO団体をいう。特定非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動のこと。
か	介護予防	要介護の状態になるのを防いだり、悪化の防止を図ること。
	救急医療情報キット	かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れた容器で、冷蔵庫に保管することで、もしもの時の迅速な救急対応を目指し、普及を図っている。
	休日急患診療所	急病などで直ちに応急処置を必要とする人を対象とする医療機関。
	休日歯科診療	通常は休診となる日曜、祝日に行う歯科診療。
	筋力アップ教室	わかりやすく、簡単な運動をして元気な体を作ることで、介護を必要とすることなくイキイキと生活するための教室。
	ケアマネジャー	介護支援専門員のこと。要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職。
	健康カレンダー	各種健康診査や予防接種をはじめ、子育てに役立つ情報を掲載したカレンダー。
	健康相談	健康上の不安や悩みに関する相談。
	健康づくり講座	健康づくりに関連した内容を主とした講座。
	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。
	権利擁護	認知症、障害などにより、自己の権利を表明することが困難な人の権利やニーズを代弁し守ること。
	更生保護	犯罪を犯した者や非行のある少年が、実社会の中で健全に更生できるよう支援し、再犯予防を図るための活動。
	交通安全施設	道路交通の安全確保のために必要な施設。
	交通弱者	自動車社会において、移動の制約を受ける人、または子どもや高齢者など、交通事故の被害に遭いやすい人。
	高齢者虐待防止法	平成18年4月に施行された、高齢者の虐待の防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた法律。
高齢者講座	高齢者を対象とした、健康でいきいきとした生活を送るための、学びや仲間づくりを目的とした講座。	

	用語	内容
か	心のバリア	偏見や固定観念など、心の中に潜む目に見えない壁。
	コーディネーター	ものごとを調整する役割を担う人。
	子ども会	保護者や育成者を中心に構成された、子供の健全育成を目的とした団体。
	孤立死	地域社会とのつながりを持たない状態で死亡し、長期間気づかれずにいた状態。
さ	災害時要援護者登録台帳	重度の障害のある人や一人暮らし高齢者など、災害時の避難に際して、誘導などの支援が必要な「災害時要援護者」の中で、登録を希望した人の緊急時連絡先や避難誘導の際の留意事項、実際に避難を支援する人などを記載した台帳。
	災害ボランティア	災害時に被災地域や被災者の支援を行うボランティア活動のこと。
	災害ボランティアセンター	災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。市民向けの防災教育訓練や防災啓蒙活動等を行うボランティア拠点。
	在宅医療	住み慣れた家で暮らすことを目的とした、在宅で行う医療のこと。
	在宅介護	要支援または要介護者が、自宅で生活しながら各種介護サービスを受けること。
	在宅当番医制	比較的軽い症状の患者を診察するための初期救急体制。
	自主防災組織	地域住民が、主に自治会などを単位として自主的に結成する防災組織。
	自主防犯組織	防犯パトロールや登下校時の見守り活動など、地域住民が自主的に防犯活動を行う組織。
	市民後見人	社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民であり、また、成年後見人養成講座等により一定の知識や技術・態度を身に付けたのち、裁判所から選任を受けた第三者後見人。
	市民総合大学	本市の将来像「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現に向けた人材の育成と、市民一人ひとりが自己を高め、人格を磨き、幸せで豊かな人生を送ることを目的として編成された、成人・高齢者向けの生涯学習コース。
	社会的孤立	社会的なつながりを持たず、孤立している状態。
	生涯学習プログラム	生きがいづくり、健康づくり、まちづくり、社会参画など、様々な目的をもって提供される多様な学習プログラム。
	障害者虐待防止法	障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。平成23年6月成立、平成24年10月施行。
	障害者支援施設	障害のある人に対し、介護、自立訓練などを行う福祉施設。
障害者地域活動支援センター	障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、必要な支援を行うことを目的とした施設。	

	用語	内容
さ	生活困窮者	経済的な困窮、地域からの孤立、複合的な問題を抱えるなど、様々な理由から生活上の困難を抱える人。
	成年後見人センター	成年後見制度に関する相談や制度を利用したサービスを行う機関。
た	地域活動	自治会、子ども会活動をはじめとする、地域コミュニティの維持・活性化などのために、地域住民の手で行う諸活動。
	地域子育て支援センター	相談活動や子育てサークル支援などを行う、地域の総合的な子育て支援拠点。
	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者を、介護や健康のことなどの様々な面から総合的に支援する機関。
	デマンド交通	利用者が事前に乗りたい場所や時間を予約し、乗り合いで移動する新しい公共交通システム。
	特定健診	内臓脂肪型肥満や生活習慣病の予防を目的に、医療保険者に義務付けられた健康診断。
な	ニート	就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない状態。日本では、15～34歳までの若年無業者を指す。
	認知症	後天的な脳の器質的障害により、一旦正常に発達した認知機能が低下した状態。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。
	ネットカフェ難民	家を借りるなどして住居を持たず、インターネットカフェで寝泊まりをする人。
	ノーマライゼーション	すべての人が、性別、年齢、障害の有無、国籍などに左右されず、共に生きられる社会を目指すこと。
は	パブリックコメント	公的機関が規則などを定める際に、広く市民意見を募集し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す手続き。
	バリアフリー化	生活や諸活動を行う上での障壁（バリア）を取り除くこと。段差の解消など物理的な障害だけでなく、高齢者や障害のある人の社会参加を妨げる社会的、制度的、心理的な障害の除去も含まれる。
	犯罪認知件数	警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。
	引きこもり・閉じこもり	長期間自宅または自室に閉じこもり、社会活動に参加しない状態が続くこと。
	P D C A サイクル	P l a n（計画）D o（実行）C h e c k（評価）A c t i o n（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的な業務改善を図る手法。
	病院群輪番制病院	休日や夜間に緊急の手術、入院治療を必要とするケガや病気などをしたときに、安心して救急医療を受けられるよう、各病院が当番制で対応する制度。

	用語	内容
は	ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けたい人、援助したい人が会員となり、互いに助け合う会員組織。
	福祉コミュニティ	地域住民と地域内で援助を必要とする人々が相互に支援しあえるような地域共同体。
	福祉避難所	高齢者、障害者など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難所。
	防犯ボランティア	地域で防犯を目的とするパトロール活動を行うボランティア。
	保護司	法務大臣の委嘱を受け、犯罪や非行をした人の更生を任務とする人。
	ボランティアコーディネーター	ボランティアをしたい人（社会資源）と、ボランティアを必要とする人（ニーズ）をつなぐ役割を担う人。
	ボランティアセンター	ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。本庄市では、社会福祉協議会の中に置かれている
	ボランティア団体	自発的、主体的に無償の活動を行う民間団体。
	ボランティアバンク制度	特技や資格を持った人に登録してもらい、支援や指導が必要な人と結びつける仕組み。本庄市では、社会福祉協議会が「技ありボランティア 本庄お役立ち隊」を組織している。
や	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無、言語などに関わらず、すべての人に使いやすいよう考えられた製品、環境、情報等のデザイン。
	要介護者	寝たきりや認知症等で常時介護を要する状態となった人。
ら	療育手帳	知的障害のある児童や知的障害のある人に対して給付される手帳。



第7節 本庄市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年4月30日

告示第156号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく本庄市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、市民の意見を広く求め、計画に反映させるため、本庄市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 保健医療の関係者
- (4) 地域団体の関係者
- (5) 市議会議員
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会

に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

第8節 本庄市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

	所属団体・機関	氏名	備考
市議会議員	本庄市議会	富田 雅寿	委員長
地域福祉に関して識見を有する者	高崎健康福祉大学	金井 敏	副委員長
社会福祉団体の関係者	本庄市民生委員・児童委員協議会 (平成25年11月まで)	清水 正一	
	本庄市民生委員・児童委員協議会 (平成25年12月から)	樋口 芳江	
	本庄市身体障害者福祉会	種村 朋文	
	介護サポーターズクラブ本庄	宮里 充子	
	本庄市地域包括支援センター安誠園	福島 潤	
	本庄市社会福祉協議会	木村 悟	
保健医療の関係者	本庄市児玉郡医師会	富沢 峰雄	
地域団体の関係者	本庄市自治会連合会	入 利雄	
	本庄市老人クラブ連合会	亀田 本二	
	本庄市婦人会	吉田 久江	
	本庄市PTA連合会	山田 康博	
公募による市民	一般公募	小林 隆	
	一般公募	栗原 隆	
	一般公募	尹 文九	
関係行政機関の職員	本庄保健所	大塚 一郎	
	本庄市役所	駒沢 三郎	

第9節 本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置規程

平成25年5月29日

訓令第10号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく本庄市地域福祉計画（以下「計画」という。）の素案を策定することを目的として、本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の素案を作成するための調査、検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部社会福祉課長とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる所属部署から選出された者をもって充てる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する

(失効)

- 2 この訓令は、平成26年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条）

区分	所属部署
委員	企画財政部企画課 市民生活部市民活動推進課 市民生活部危機管理課 福祉部障害福祉課 福祉部子育て支援課 保健部健康推進課 保健部介護いきがい課 経済環境部環境推進課 経済環境部商工課 都市整備部建設課 都市整備部都市計画課 児玉総合支所市民福祉課 教育委員会学校教育課 教育委員会生涯学習課

第10節 本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会 委員名簿

役 職	所 属		職 名	氏 名
委員長	福祉部	社会福祉課	課 長	岡 田 忠 彦
副委員長	保健部	介護いきがい課	課長補佐兼高齢者包括支援係長	丸 山 水 城
委 員	企画財政部	企画課	主 査	中 塚 裕 明
	市民生活部	市民活動推進課	主 査	小 暮 良 彦
		危機管理課	主 査	園 木 健 造
	福祉部	障害福祉課	課長補佐兼援護係長	佐々木 智 恵
		子育て支援課	主 査	下 垣 淳
	保健部	健康推進課	健康係長	茂 木 正 男
	経済環境部	環境推進課	主 査	覚 方 敏 正
		商工課	主 査	大 澤 純 子
	都市整備部	建設課	課長補佐兼道路維持係長	笠 原 秀 夫
		都市計画課	主 査(技)	宮 城 泰 明
	児玉総合支所	市民福祉課	主 任	清 水 一 宏
	教育委員会	学校教育課	指導主事	浜 名 奈 保 子
		生涯学習課	課長補佐兼生涯学習係長	原 道 広

第11節 策定経過

日程	事項	主な内容
平成24年 10月24日 ～11月8日	住民アンケート調査の実施	・市内在住の20歳以上の男女2,000人を対象に、アンケート調査を実施
平成25年 1月～2月	本庄市地域福祉計画策定に係る住民懇談会	・市内5か所にて、12小学校区ごとに計11回実施
平成25年 2月26日	団体ヒアリング調査の実施	・16団体を対象に、グループヒアリングを実施
平成25年 5月29日	第1回本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・本庄市地域福祉計画の策定について ・住民アンケート、住民懇談会等について
平成25年 7月11日	第1回本庄市地域福祉計画策定委員会	・本庄市地域福祉計画の概要について ・アンケート結果等について
平成25年 7月25日	第2回本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・本庄市地域福祉計画（骨子案）について
平成25年 8月23日	第2回本庄市地域福祉計画策定委員会	・本庄市地域福祉計画（骨子案）について
平成25年 10月7日	第3回本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・本庄市地域福祉計画（骨子案）について
平成25年 10月25日	第3回本庄市地域福祉計画策定委員会	・本庄市地域福祉計画（素案）について
平成25年 11月14日	第4回本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・本庄市地域福祉計画（素案）について
平成25年 11月25日	第4回本庄市地域福祉計画策定委員会	・本庄市地域福祉計画（素案）について
平成25年 12月13日	第5回本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・本庄市地域福祉計画（素案）について
平成25年 12月25日	第5回本庄市地域福祉計画策定委員会	・本庄市地域福祉計画（素案）について
平成26年 2月6日 ～3月7日	パブリックコメントの実施	・本庄市地域福祉計画（案）に対する市民意見の公募を実施
平成26年 3月10日	第6回本庄市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・パブリックコメントへの回答について ・本庄市地域福祉計画概要版について
平成26年 3月14日	第6回本庄市地域福祉計画策定委員会	・パブリックコメントへの回答について ・本庄市地域福祉計画概要版について

本庄市地域福祉計画

発行年月 平成26年3月

発行 本庄市

編集 本庄市 福祉部 社会福祉課

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

Tel 0495-25-1142(直通)

Fax 0495-23-1963

E-mail fukusi@city.honjo.lg.jp
